（別紙）　　開発行為等の許可の技術的基準の一部改正　新旧対照表　（下線の部分は改正部分）

ページ	改　　正　　案	現　　行
1	第１　一般的基準 基本的事項 （１）**主として，自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては，**道路，公園，広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が，次に掲げる事項を勘案して，環境の保全上，災害の防止上，通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され，かつ，開発区域内の主要な道路が**，**開発区域外の相当規模の道路に接続するよう**に設計が定められていること。この場合において，当該空地に関する都市計画が定められているときは，設計がこれに適合していること。** ア　開発区域の規模，形状及び周辺の状況 イ　開発区域内の土地の地形及び地盤の性質 ウ　予定建築物**など**の用途 **エ　予定建築物などの敷地の規模及び配置** （２）排水路その他の排水施設が，次に掲げる事項を勘案して，開発区域内の**下水道法第２条第１号に規定する**下水を有効に排出するとともに，その排出によって開発区域及びその周辺の地域にいっ水などによる被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるよう**に設計が定められていること。この場合において，当該排水施設に関する都市計画が定められているときは，設計がこれに適合していること。** ア　当該地域における降水量 イ　（１）のアから**エ**までに掲げる事項及び放流先の状況 （３）**主として，**自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外**の開発行為にあっては**，水道その他の給水施設が，（１）のアから**エ**までに掲げる事項を勘案して，当該開発区域について想定される需要に支障を**来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において，当該給水施設に関する都市計画が定められているときは，設計がこれに適合していること。** （４）当該開発行為の目的に照らして，開発区域**における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設，学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。**	第１　一般的基準 基本的事項 （１）道路，公園，広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が，次に掲げる事項を勘案して，環境の保全上，災害の防止上，通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され，かつ，開発区域内の主要な道路が開発区域外の相当規模の道路に接続するよう**設計されていること**。 ア　開発区域の規模，形状及び周辺の状況 イ　開発区域内の土地の地形及び地盤の性質 ウ　予定建築物**等の用途，敷地の規模及び配置** （２）排水路その他排水施設が，次に掲げる事項を勘案して，開発区域内の下水**（汚水又は雨水）**を有効に排出するとともに，その排出によって開発区域及びその周辺の地域にいっ水などによる被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるよう**設計されていること。** ア　当該地域における降水量 イ　（１）のアから**ウ**までに掲げる事項及び放流先の状況 （３）自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外**においては**，水道その他の給水施設が，（１）のアから**ウ**までに掲げる事項を勘案して，当該開発区域について想定される需要に支障を**きたさず，かつ，給水の安全を保持できるような能力，構造及び材質で適当に配置されるよう設計されていること。** （４）当該開発事業の目的に照らして，開発区域**を含む周辺地域に居住する地域住民の利便が増進され，かつ，安全で快適な地域環境の形成が図られるよう公共施設及び公益施設が配置され，又は配置されるよう措置されていること。**

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>2</td><td>（５）地盤の沈下，がけ崩れ，出水その他による災害を防止するため，開発区域内の土地について，地盤の改良，擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において，開発区域内の土地の全部又は一部が下記の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは，当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が，同表の下欄に掲げる基準に適合していること。
<table>
<tr><td>宅地造成等規制法第３条第１項の宅地造成工事規制区域</td><td>津波防災地域づくりに関する法律第７２条第１項の津波災害特別警戒区域</td></tr>
<tr><td>開発行為に関する工事</td><td>津波防災地域づくりに関する法律第７３条第１項に規定する特定開発行為（同条第４項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事</td></tr>
<tr><td>宅地造成等規制法第９条の規定に適合するものであること。</td><td>津波防災地域づくりに関する法律第７５条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</td></tr>
</table>
（６）略
（７）次のア又はイに掲げる場合には，予定建築物などの用途が当該ア又はイに定める用途の制限に適合していること。ただし，都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあっては，この限りでない。
ア　当該開発区域内の土地について用途地域，特別用途地区，特定用途制限地域，流通業務地区又は港湾法第３９条第１項の分区（以下「用途地域など」という。）が定められている場合
当該用途地域など内における用途の制限（建築基準法第４９条第１項若しくは第２項若しくは第４９条の２（これらの規定を同法第８８条第２項において準用する場合を含む。）又は港湾法第４０条第１項の条例による用途の制限を含む。）
イ　当該開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域などが定められていない場合建築基準法第４８条第１３項及び第６８条の３第７項（同法第４８条第１３項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第８８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限</td><td>（５）開発区域内の土地が，地盤の軟弱な土地，がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは，地盤の改良，擁壁の設置など安全上必要な措置が講じられるように設計されていること。
（６）略
（７）当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは，予定建築物等の用途がこれに適合しているとともに，道路，公園，広場その他の公共の用に供する空地に関する都市計画が定められているときは，設計がこれに適合していること。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>（８）～（１０）略</td><td>（８）～（１０）略</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
３～４	第２　技術的細目 １　道路（**主として，自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為は**除く。） （１）**開発区域外道路** ア　**開発区域内に新たに道路が整備される場合** 開発区域内の主要な道路は，開発区域外の幅員９ｍ（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては，６．５ｍ）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは，車両の通行に支障**が**ない道路）に接続していること。 イ　**開発区域内に新たに道路が整備されない場合** **予定建築物の敷地が接する道路の幅員は，住宅の敷地又は１，０００㎡未満の住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物（都市計画法第４条第１１号）の敷地にあっては，６ｍ以上，その他のものにあっては９ｍ以上とすること。** **ただし，開発区域の規模及び形状，開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様などに照らして，前記によることが著しく困難と認められる場合であって，環境の保全上，災害の防止上，通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められ，開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開発行為にあっては，４ｍ以上とすることができる。** **ウ　市街化調整区域における開発区域の面積が２０ｈａ以上の開発行為（主として第二種特定工作物（都市計画法第４条第１１号）の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）** **予定建築物などの敷地から２５０ｍ以内の距離に幅員１２ｍ以上の道路が設けられていること。** （２）**開発区域内道路** **ア　幅員** 予定建築物の敷地が接する道路の幅員は，住宅の敷地又は１，０００㎡未満の住宅以外の**建築物若しくは第一種特定工作物の**敷地にあっては，６ｍ以上，その他のものにあっては９ｍ以上とすること**とし，開発区域の面積，予定建築物などの用途に応じて，道路管理者となる者と十分協議して決定すること。**	第２　技術的細目 １　道路（自己の居住用住宅の場合を除く。） （１）**接続される開発区域外の道路** ア　開発区域内の主要な道路は，開発区域外の幅員９ｍ（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては，６．５ｍ）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは，車両の通行に支障**の**ない道路）に接続していること。 **なお，前記にかかわらず開発区域（主として市街化区域におけるものを除く。）の面積が２０ha 以上の主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為における開発区域内の主要な道路は，原則として開発区域外の２車線かつ幅員９ｍ（開発区域の面積が５０ha 以上のものは４車線，やむを得ない場合においても２車線かつ１２ｍ）以上の道路（容量からみて当該開発行為を受け入れる余裕があるものに限る。）に接続していること。** **（なお書きにおける開発区域外道路の幅員には，次の道路の計画幅員を含めることができる。 （ア）　幅員６．５ｍ（車道幅員５．５ｍ）以上の道路で近い将来拡幅することが決定しているもの。 （イ）　都市計画道路）** **イ　接続される開発区域外の道路には，当該道路の管理者と協議の上，必要に応じて，付加車線などを設置すること。** （２）予定建築物等の敷地が接する道路（予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路を含み，車両の通行の用に供さない道路を除く。） 予定建築物等の敷地は，住宅の敷地又は１，０００m^2未満の住宅地以外の敷地にあっては６ｍ以上，その他のものにあっては９ｍ以上**の幅員の道路に接するよう配置されていること。**

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>4～5</td><td>

【参考】

<table>
<tr><th rowspan="2">予定建築物</th><th rowspan="2">道路区分
（m）</th><th colspan="5">開　発　面　積　（ｈａ）</th></tr>
<tr><th>1未満</th><th>1以上
5未満</th><th>5以上
10未満</th><th>10以上
20未満</th><th>20以上</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅（6階以上の共同住宅を除く。）別荘，余暇施設など</td><td>補助幹線道路</td><td colspan="2">※９</td><td colspan="3">９</td></tr>
<tr><td>幹線道路</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">※１２</td><td>１２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>補助幹線道路</td><td>※９</td><td colspan="4">９</td></tr>
<tr><td>幹線道路</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">※１２</td><td>１２</td></tr>
</table>

※　必要に応じて設けること。

ただし，**「小区間で通行上支障がない道路」で，市町長がやむを得ないと認めるものであって，次に掲げる（ア）から（ク）のいずれかに該当する場合はこの限りではない。**

（「小区間で通行上支障のない道路」とは，利用者が当該道路に面する居住者などに限られる場合で，次のいずれにも該当する道路をいう。
①　当該道路の位置又は形態（通行の安全上支障ない場合に限る。）により，通過交通の発生のおそれがないもの。
②　通過交通を適切に処理できる幅員６ｍ以上の道路（予定建築物**など**の敷地が接する開発区域外の道路の部分を含む。）に接続しているもの。
③　駐車スペースが確保され，路上駐車の発生のおそれのないもの。）

（ア**）**設計上の創意工夫により，空地が居住者の利用上及び避難上適切に配置され，建築協定などにより良好な居住環境が将来にわたって確保できる戸建専用住宅地内における幅員４ｍ以上のもの。

（「空地」には，道路，公園，広場のほかプレイロット，緑地，避難通路，歩行者専用道，回転広場などの公共の用に供するものを含む。）

（イ**）**戸建専用住宅地内における幅員４ｍ以上の通り抜け道路で，当該道路の延長が７０ｍ以下，かつ，当該道路に接する区画数が１２以下のもの。

（ウ**）**戸建専用住宅地内における幅員５ｍ以上の通り抜け道路で，当該道路の延長が１４０ｍ以下，かつ，当該道路に接する区画数が２４以下のもの。

</td><td>

ただし，**次に掲げる小区間で，通行上支障のない道路又は，開発区域の面積がおおむね１ha以上の主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為における別紙３「小幅員区画道路の計画基準」を満たす道路で，市町長がやむを得ないと認めるものは，この限りでない**。

（「小区間で通行上支障のない道路」とは，利用者が当該道路に面する居住者などに限られる場合で，次のいずれにも該当する道路をいう。
④　当該道路の位置又は形態（通行の安全上支障ない場合に限る。）により，通過交通の発生のおそれがないもの。
⑤　通過交通を適切に処理できる幅員６ｍ以上の道路（予定建築物**等**の敷地が接する開発区域外の道路の部分を含む。）に接続しているもの。
③　駐車スペースが確保され，路上駐車の発生のおそれのないもの。）

ア　設計上の創意工夫により，空地が居住者の利用上及び避難上適切に配置され，建築協定などにより良好な居住環境が将来にわたって確保できる戸建専用住宅地内における幅員４ｍ以上のもの。

（「空地」には，道路，公園，広場のほかプレイロット，緑地，避難通路，歩行者専用道，回転広場などの公共の用に供するものを含む。）

イ　戸建専用住宅地内における幅員４ｍ以上の通り抜け道路で，当該道路の延長が７０ｍ以下，かつ，当該道路に接する区画数が１２以下のもの。

ウ　戸建専用住宅地内における幅員５ｍ以上の通り抜け道路で，当該道路の延長が１４０ｍ以下，かつ，当該道路に接する区画数が２４以下のもの。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>5</td><td>（エ）戸建専用住宅地内における幅員４ｍ以上の袋路状道路（開発区域の面積が０．３ｈａ 未満のものに限る。）で，当該道路の延長が３５ｍ以下
（ただし，３５ｍ以内ごとに転回広場を設けた場合は，この限りでない。），かつ，当該道路に接する区画数が６以下のもの。
（オ）戸建専用住宅地内における幅員５ｍ以上の袋路状道路（開発区域の面積が０．３ｈａ 未満のものに限る。）で，当該道路の延長が７０ｍ以下
（ただし，３５ｍ以内ごとに転回広場を設けた場合は，この限りでない。），かつ，当該道路に接する区画数が１２以下のもの。
（カ）**住宅地以外の場合は，**幅員が６ｍ以上の道路で，交通量の発生が極めて少ないもの又は歩行者の安全確保が図られているもの。
（キ）（ア）から（カ）に準ずる場合で，避難上及び車両の通行上支障がないと認められるもの。
（ク）別紙４「小幅員区画道路の計画基準」を満たす道路。</td><td>エ　戸建専用住宅地内における幅員４ｍ以上の袋路状道路（開発区域の面積が０．３ha 未満のものに限る。）で，当該道路の延長が３５ｍ以下，かつ，当該道路に接する区画数が６以下のもの。

オ　戸建専用住宅地内における幅員５ｍ以上の袋路状道路（開発区域の面積が０．３ha 未満のものに限る。）で，当該道路の延長が７０ｍ以下，かつ，当該道路に接する区画数が１２以下のもの。

カ　幅員が６ｍ以上の道路で，交通量の発生が極めて少ないもの又は歩行者の安全確保が図られているもの。
キ　アからカに準じる場合で，避難上及び車両の通行上支障がないと認められるもの。

（３）開発区域内の主要な道路
開発区域内に設置する主要な道路の幅員は，開発区域の面積，予定建築物等の用途に応じて，次表に定める基準以上のものとすること。
<table>
<tr><th rowspan="2">予定建築物</th><th rowspan="2">道路区分（ｍ）</th><th colspan="6">開　発　面　積　（　ｈａ　）</th></tr>
<tr><th>1未満</th><th>1以上5未満</th><th>5以上10未満</th><th>10以上20未満</th><th>20以上50未満</th><th>50以上</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅（5 階以上の共同住宅を除く。）</td><td>区画幹線道路</td><td colspan="2">※９</td><td colspan="3">９</td></tr>
<tr><td>幹線道路</td><td></td><td>※１２</td><td colspan="2">１２</td><td>１６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>区画幹線道路</td><td>※９</td><td colspan="5">９</td></tr>
<tr><td>幹線道路</td><td></td><td>※１２</td><td colspan="2">１２，※１６</td><td>１６</td></tr>
</table>
※　**必要に応じて設けること。**</td></tr>
<tr><td>6</td><td>**イ　形状**
道路は袋路状でないこと。ただし，次のいずれかに該当するもので，避難上及び車両の通行上支障がないと認められるものは，この限りでない。
（ア）当該道路の延長又は他の道路（袋路状のものを除く。）との接続が予定（比較的近い将来具体化するものに限る。）されているもの。
（イ）一つの敷地のみの専用道路となるもの。</td><td>（４）道路は袋路状でないこと。ただし，次のいずれかに該当するもので，避難上及び車両の通行上支障がないと認められるものは，この限りでない。
ア　当該道路の延長又は他の道路（袋路状のものを除く。）との接続が予定（比較的近い将来具体化するものに限る。）されているもの。
イ　一つの敷地のみの専用道路となるもの。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>6</td><td>（ウ）有効幅員が６ｍ以上の場合で，終端（延長が３５ｍ以下のものを除く。）が，回転広場その他これらに類するもので車両の転回に支障がないものに接続しているもの。
（エ）６ｍ未満の道路で，終端（延長が３５ｍ以下のものを除く。）及び３５ｍ以内ごとに転回広場を設けたもの。
（オ）（ア）から（エ）までに準ずる場合で，周辺の状況により避難上及び車両の通行上支障がないと認められるもの。

ウ　構造
道路構造については，当該道路の道路管理者である地方公共団体が定めた条例及び施工規則の技術的基準を準拠すること。ただし，道路管理者となるものと十分協議すること。
（ア）開発区域外の道路との平面交差及び接続については，別紙１の「県が管理する道路と他の道路との平面交差に関する構造基準」によること。
（イ）開発区域内の道路縦断勾配は，９％以下であること。ただし，地形などによりやむを得ないと認められる場合は，小区間に限り，１２％以下とすることができる。
（ウ）**開発区域内の**幅員９ｍ以上の道路は，**歩車道が**分離**されていること**。なお，歩道は，縁石線又は**さく**その他これに類する工作物によって車道から分離されていること。</td><td>ウ　幅員が６ｍ以上の場合で，終端（延長が３５ｍ以下のものを除く。）が，回転広場その他これらに類するもので車両の転回に支障がないものに接続しているもの。
エ　（２）のエ又はオに該当する６ｍ未満の道路で，終端（延長が３５ｍ以下のものを除く。）及び３５ｍ以内ごとに転回広場を設けたもの。
オ　アからエまでに準ずる場合で，周辺の状況により避難上及び車両の通行上支障がないと認められるもの。
（５）開発区域（主として市街化区域におけるものを除く。）の面積が２０ha 以上のものは，予定建築物等の敷地から２５０ｍ以内の距離に有効幅員１２ｍ以上の道路が設けられていること。
（６）構造

ア　開発区域外の道路との平面交差及び接続については，別紙１の「県が管理する道路と他の道路との平面交差に関する構造基準」によること。
イ　開発区域内の道路縦断勾配は，９％以下であること。ただし，地形などによりやむを得ないと認められる場合は，小区間に限り１２％以下とすることができる。なお，開発区域の面積が２０ha 以上の大規模開発については，幹線道路の勾配を７％以下とすること。
ウ　幅員９ｍ以上の道路は，**歩道と車道を**分離**すること**。
なお，歩道は，縁石線又は**柵**その他これらに類する工作物によって車道から分離すること。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>（参考図）略

（エ）路面には**片勾配を付けるものを除き，路面の種類に応じ，次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付し，**路面排水を良好にすること。
<table><tr><th>路面の種類</th><th>横断勾配（単位：％）</th></tr><tr><td>アスファルト又はセメントコンクリート舗装</td><td>１．５以上２以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>３以上５以下</td></tr></table></td><td>（参考図）略

エ　路面には**１．５％以上２．０％以下の横断勾配を付け，**路面排水を良好にすること。</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
７～８	（オ）路面は，十分転圧したうえ，**原則として，**アスファルト又はセメントコンクリート舗装とすること。 **ただし，周辺区域の道路や予定建築物の用途との調和などの観点からは一律に舗装を求めることは妥当でないと判断できるものについては，砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とすることができる。** **（**カ**）**道路には，雨水などを有効に排水するため必要な側溝，街きょその他適当な施設が設けられていること。 **（**キ**）**道路は，階段状でないこと。ただし，専ら歩行者の用に供する道路で通行の安全上支障がないと認められ，かつ，次の基準に適合するものにあっては，この限りでない。 **a**　階段は，踏面寸法が３０ｃｍ以上，けあげ寸法が１５ｃｍ以下であること。 **b**　階段の勾配は，中途で変えないこと。 **c**　階段の高さが３ｍを超えるものにあっては，高さ３ｍ以内ごとに１．２ｍ以上の踏幅を有する踊場を設けること。 **d**　階段には，必要に応じて有効な手すりを設けること。（但し，高さ１ｍ以下の階段の部分には適用しない。） **（ク）**　道路には，必要に応じてガードレールなど危険防止の**防**護柵を設けること。 **（ケ）**　道路が同一平面で交差若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は，交差角６０**度**（やむを得ない場合にあっても４５**度**）以上とし，**原則として**次表の寸法以上で街角が切り取られていること。 また交差点に既存の家屋，高い擁壁又はがけなどがあり，やむを得ず片隅切となる場合は，次表の寸法の１．５倍以上を確保するとともに，通行の安全上支障のない措置を講じること。	オ　路面は，十分転圧したうえ，アスファルト又はセメントコンクリートで舗装すること。 **なお，縦断勾配が９％を超える道路については，すべり止め舗装をすること**。 カ　道路には，雨水などを有効に排水するため必要な側溝，街きょその他適当な施設が設けられていること。 また，側溝などの内のりは２０ｃｍ以上とすること。 キ　道路は，階段状でないこと。ただし，専ら歩行者の用に供する道路で通行の安全上支障がないと認められ，かつ，次の基準に適合するものにあっては，この限りでない。 **（ア）**　階段は，踏面寸法が３０cm 以上，けあげ寸法が１５cm 以下であること。 **（イ）**　階段の勾配は，中途で変えないこと。 **（ウ）**　階段の高さが３ｍを超えるものにあっては，高さ３ｍ以内ごとに１．２ｍ以上の踏幅を有する踊場を設けること。 **（エ）**　階段には，必要に応じて有効な手すりを設けること。（但し，高さ１ｍ以下の階段の部分には適用しない。） ク　道路には，必要に応じてガードレールなど危険防止の**保**護柵を設けること。 ケ　道路が同一平面で交差若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は，交差角６０**°**（やむを得ない場合にあっても４５**°**）以上とし，次表の寸法（歩道を有する場合は，当該歩道部分を含む。）以上で街角が切り取られていること。 また交差点に既存の家屋，高い擁壁又はがけなどがあり，やむを得ず片隅切となる場合は，次表の寸法の１．５倍以上を確保するとともに，通行の安全上支障のない措置を講じること。

ページ	改　　正　　案	現　　行

9

改正案

道路と隅切寸法

道路幅員	２０ｍ	１６ｍ	１２ｍ	９ｍ	６ｍ	４ｍ
２０ｍ	１０ １２ ８	１０ １２ ８	６ ８ ５	５ ６ ４		
１６ｍ	１０ １２ ８	１０ １２ ８	６ ８ ５	５ ６ ４	５ ６ ４	
１２ｍ	６ ８ ５	６ ８ ５	６ ８ ５	５ ６ ４	５ ６ ４	
９ｍ	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	３ ４ ２
６ｍ		５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	３ ４ ２
４ｍ				３ ４ ２	３ ４ ２	３ ４ ２

（注）　道路幅員が表中の値の中間値の場合は，按分比例により求めるものとする。

上段（交差角 90 **度**前後）
中段（交差角 45 **度以上** 60 **度以下**）
下段（交差角 120 **度**以上）

現行

道路と隅切寸法

道路幅員	２０ｍ	１６ｍ	１２ｍ	９ｍ	６ｍ	４ｍ
２０ｍ	１０ １２ ８	１０ １２ ８	６ ８ ５	５ ６ ４		
１６ｍ	１０ １２ ８	１０ １２ ８	６ ８ ５	５ ６ ４	５ ６ ４	
１２ｍ	６ ８ ５	６ ８ ５	６ ８ ５	５ ６ ４	５ ６ ４	
９ｍ	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	３ ４ ２
６ｍ		５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	５ ６ ４	３ ４ ２
４ｍ				３ ４ ２	３ ４ ２	３ ４ ２

（注）道路幅員が表中の値の中間値の場合は，按分比例により求めるものとする。

上段（交差角 90°前後）
中段（交差角 45～60°）
下段（交差角 120°以上）

ページ	改　　正　　案	現　　行
9	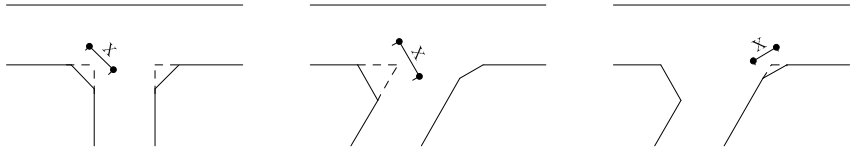 上段 90 度前後　中段 45 度以上 60 度以下　下段 120 度以上 歩道を有する場合の隅切寸法（X）の取り方 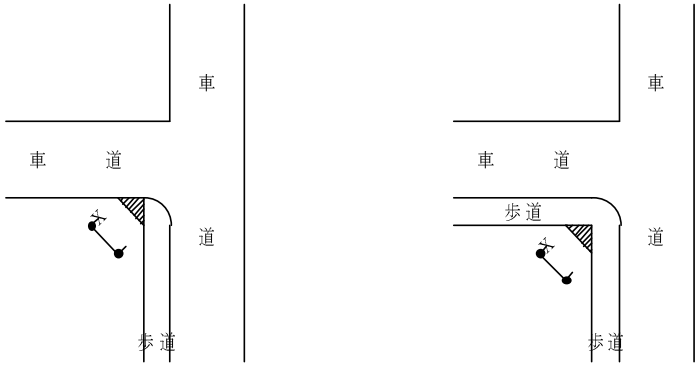 切り取りの必要な街角の部分	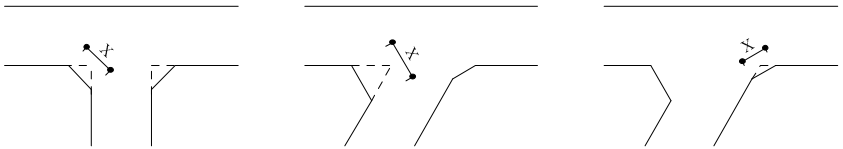 上段 90°前後　中断 45～60°　下段 120°以上 歩道を有する場合の隅切寸法（X）の取り方 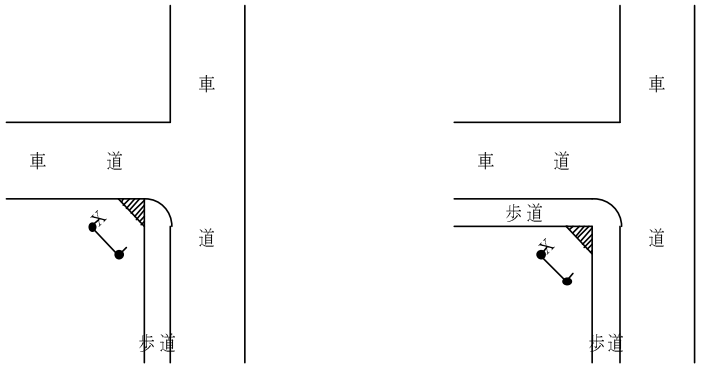 切り取りの必要な街角の部分

ページ	改　　正　　案	現　　行
１０	２　建築物の敷地 街区内において，土質，**のり**面勾配又は高低差により土砂の流出のおそれのある場合は，土留その他必要な措置をすること。 ３　公園・緑地**など（主として，自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為は除く。）** （１）**開発区域の面積が０．３ｈａ以上５ｈａ未満の開発行為にあっては，開発区域に，面積の合計が開発区域の面積の３％以上の公園，緑地又は広場が設けられていること。ただし，開発区域の周辺に相当規模の公園，緑地又は広場が存する場合，予定建築物などの用途が住宅以外のものであり，かつ，その敷地が一である場合など開発区域の周辺の状況並びに予定建築物などの用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は，この限りでない。** **（２）開発区域の面積が５ｈａ以上の開発行為にあっては，次に定めるところにより，その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物などの用途が住宅以外のものである場合は，公園，緑地又は広場。）を設けなければならない。** **ア　公園の面積は，１箇所３００㎡以上であり，かつ，その面積の合計が開発区域の面積の３％以上であること。** **イ　開発区域の面積が２０ｈａ未満の開発行為にあってはその面積が１，０００㎡以上の公園が１箇所以上，開発区域の面積が２０ｈａ以上の開発行為にあってはその面積が１，０００㎡以上の公園が２箇所以上であること。**	２　建築物の敷地 街区内において，土質，**法**面勾配又は高低差により土砂の流出のおそれのある場合は，土留その他必要な措置をすること。 ３　公園・緑地**等** （１）**開発区域内には，原則として開発面積の３％以上（中高層住宅など高密度の人口が予想される場合は，その人口を勘案して計画人口に相当する規模）の公園を確保するとともに，必要に応じて公園の種別に適合する公園施設などを設けること。ただし，自己の居住用住宅の場合又は開発区域の面積が０．３ha 未満の場合は，この限りでない。**

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>１１</td><td>
<table>
<tr><th>開発区域の面積</th><th>必要面積
（開発区域の面積に占める割合）</th><th>設置施設</th><th>目的</th><th>配置及び面積の基準</th></tr>
<tr><td>0.3ｈａ以上
5ｈａ未満</td><td>3%以上</td><td>公園・緑地・広場のいずれか</td><td>防災上必要な空地</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5ｈａ以上
20ｈａ未満</td><td rowspan="2">3%以上</td><td>【住宅の場合】
公園</td><td>良好な住環境の形成</td><td>公園の最低面積：300㎡以上
1,000㎡以上の公園が２箇所以上必要</td></tr>
<tr><td>【住宅以外の合】
公園・緑地・広場のいずれか</td><td>防災上必要な空地</td><td>公園などの最低面積：300㎡以上
1,000㎡以上の公園が２箇所以上必要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">20ｈａ以上</td><td rowspan="2">3%以上</td><td>【住宅の場合】
公園</td><td>良好な住環境の形成</td><td>公園の最低面積：300㎡以上
1,000㎡以上の公園が２箇所以上必要</td></tr>
<tr><td>【住宅以外の場合】
公園・緑地・広場のいずれか</td><td>防災上必要な空地</td><td>公園などの最低面積：300㎡以上
1,000㎡以上の公園が２箇所以上必要</td></tr>
</table>
なお，開発区域の面積が０．３ｈａ以上５ｈａ未満の開発行為における公園の設置については，施設管理者となる市町と十分協議すること。
</td><td></td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
１１～１２	（３）公園など と調整池とを兼用する場合は，別紙４の「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針」によること。 なお，この場合，調整池として利用する旨を明示した使用注意事項を掲示し，利用者への周知を図ること。 （４）立木竹の伐採は，必要最小限にとどめ，保存及び回復に最大限の努力を払うとともに，在来樹種などにより計画的に緑化すること。 （５）開発区域の面積が１ｈａ以上の開発行為にあっては，開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため，開発行為の目的及び第２一般的基準　１基本的事項（１）のアからエまでに掲げる事項を勘案して，開発区域における植物の生育の確保上必要な措置が講ぜられるよう次に掲げる事項の設計が定められていること。 ア　高さが１０ｍ以上の健全な樹木又は樹木の高さが５ｍ以上で，かつ，面積が３００㎡以上の健全な樹木の集団（一団の樹林地で樹木が１０㎡あたりおおむね１本以上の割合で存する場合）については，その存する土地を公園又は緑地として配置するなどにより，当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。 ただし，開発行為の目的及び第２ 一般的基準　１基本的事項（１）のアからエまでに掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は，この限りでない。 イ　高さが１ｍを超える切土又は盛土が行われ，かつ，その切土又は盛土をする土地の面積が１，０００㎡以上である場合には，当該切土又は盛土を行う部分（道路の路面の部分その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元，客土，土壌の改良などの措置が講ぜられていること。 （６）開発区域の面積が１ｈａ以上で騒音，振動などによる環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物などの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為にあっては，開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため，第２一般的基準１基本的事項（１）のアからエまでに掲げる事項を勘案して，騒音，振動などによる環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が，次表に掲げる幅員以上，開発区域の境界にそってその内側に配置されていなければならない。ただし，開発区域の土地が開発区域外にある公園，緑地，河川などに隣接する部分については，その規模に応じ，緩衝帯の幅員を減少し，又は，緩衝帯を配置しないことができる。	（２）公園等と調整池とを兼用する場合は，別紙４の「宅地開発に伴い設置される洪水調整池の多目的利用指針」によること。 なお，この場合，調整池として利用する旨を明示した使用注意事項を掲示し，利用者への周知を図ること。 （３）１ｈａ以上の開発行為にあっては，開発区域における立竹木の伐採は，必要最小限にとどめ，保存及び回復に最大限の努力を払うとともに，在来樹種などにより計画的に緑化すること。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>１２～
１３</td><td>
<table>
<tr><th>開発区域の面積</th><th>緩衝帯の幅員</th></tr>
<tr><td>１ｈａ以上１．５ｈａ未満</td><td>４ｍ</td></tr>
<tr><td>１．５ｈａ以上５ｈａ未満</td><td>５ｍ</td></tr>
<tr><td>５ｈａ以上１５ｈａ未満</td><td>１０ｍ</td></tr>
<tr><td>１５ｈａ以上２５ｈａ未満</td><td>１５ｍ</td></tr>
<tr><td>２５ｈａ以上</td><td>２０ｍ</td></tr>
</table>
４　利便施設
主として住宅の建築の用に供する目的で行う２０ｈａ以上の開発行為にあっては，開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように，当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設，医療施設，交通施設，購買施設その他の公益的施設が，それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし，関係市町との協議の上，周辺の状況により必要がないと認められるときは，この限りでない。
①　その他の公益施設とは，行政施設（交番，市町の庁舎，出張所など），集会施設（集会所，公民館など）などのことをいう。
②　配置されていなければならないとあるのは，開発者が自ら整備すべき旨を定めたものではなく，それぞれの施設の管理予定者と協議した上で，用地を確保しておけば足りることとなる。</td><td>４　利便施設
（１）開発区域内には，開発規模に応じ，利便施設（保育所，小学校，中学校，警察官派出所などをいう。）の用に供する土地を確保すること。ただし，関係市町と協議の上，周辺の状況などを勘案して必要がないと認められる場合は，この限りでない。
（２）利便施設に供する土地は，居住者の有効な利用が確保されるよう位置及び規模を定めること。</td></tr>
<tr><td></td><td>５　土工事
（１）地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように，土の置換え，水抜きその他の措置が講じられていること。
（２）切土又は盛土をする場合において，地下水によりがけ崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは，開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように，排水施設が設置されていること。排水施設は，その管きょの勾配及び断面積が，切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。</td><td>５　土工事
（１）軟弱地盤やがけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地である場合は，切土，盛土，地盤の改良，法面の保護，擁壁又は排水施設を設置するなど安全上必要な措置を講じること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>１３～
１４</td>
<td>（３）開発行為によって生じたがけ面は，崩壊しないように，次の基準により，擁壁の設置，石張り，芝張り，モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。
ア　切土をした土地の部分に生ずる高さが２ｍをこえるがけ，盛土をした土地の部分に生ずる高さが１ｍをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが２ｍをこえるがけのがけ面は，擁壁でおおわなければならない。ただし，切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で次のいずれかに該当するもののがけ面については，この限りでない。
（ア）土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し，かつ，土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの
<table>
<tr><th>土質</th><th>軟岩（風化の著しいものを除く。）</th><th>風化の著しい岩</th><th>砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの</th></tr>
<tr><td>擁壁を要しない勾配の上限</td><td>６０度</td><td>４０度</td><td>３５度</td></tr>
<tr><td>擁壁を要する勾配の下限</td><td>８０度</td><td>５０度</td><td>４５度</td></tr>
</table>
（イ）土質が（ア）の表の上欄に掲げるものに該当し，かつ，土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので，その上端から下方に垂直距離５ｍ以内の部分。
<table>
<tr><th>軟岩（風化の著しいものを除く。）</th><th>風化の著しい岩</th><th>砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの</th></tr>
<tr><td> 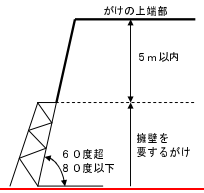
</td><td> 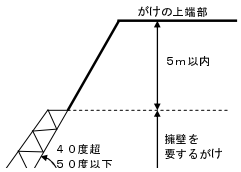
</td><td> 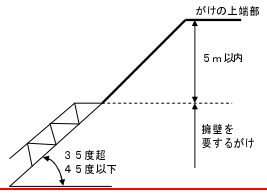
</td></tr>
</table>
</td>
<td>（２）切土又は盛土をした土地の部分に生じるがけ面（「がけ」とは，地表面が水平に対し３０°を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい，「がけ面」とは，その地表面をいう。）には擁壁を設けること。ただし，切土をした土地の部分に生じることとなるがけ又はがけの部分が次のような場合には，この限りでない。
ア　次表中左欄の土質に応じ，中欄の勾配以下で切り取る場合
イ　次表中左欄の土質に応じ，一部分に限り（垂直距離５ｍ以内に限る。）右欄の勾配以下で切り取り，他の部分は，中欄の勾配以下で切り取る場合
<table>
<tr><th>土　　質</th><th>擁壁を要しない勾配の上限</th><th>擁壁を要する勾配の下限</th></tr>
<tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td><td>６０°</td><td>８０°</td></tr>
<tr><td>風化の著しい岩</td><td>４０°</td><td>５０°</td></tr>
<tr><td>砂利，真砂土，関東ローム</td><td>３５°</td><td>４５°</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>１４～
１５</td><td>

また，この場合において，（ア）に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは，（ア）に該当するがけの部分は存在せず，上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

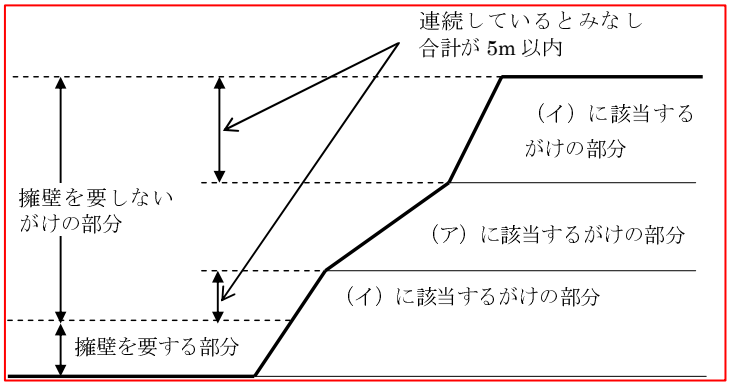

イ　アの規定の範囲の適用については，小段などによって上下に分離されたがけがある場合において，下層のがけ面の下端を含み，かつ，水平面に対し３０度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは，その上下のがけを一体のものとみなす。

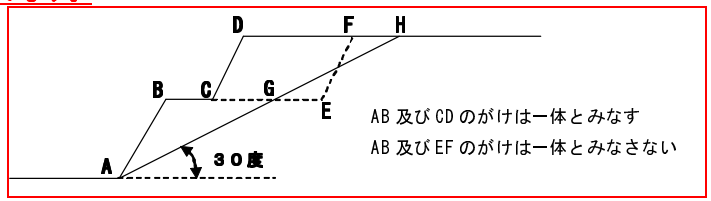

ウ　アの規定は，土質試験などに基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが認められた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には，適用しない。

（４）のり面の勾配が１５**度**以上で垂直距離が５ｍを超える場合は，**次に定める小段を設けること。**

ア　高さ５ｍごとに幅１～２ｍの小段

イ　垂直距離が１５ｍを越える場合は，高さ１５ｍごとに３～５ｍ以上の幅広の小段

</td><td>

（**３**）**法**面の勾配が１５°以上で垂直距離が５ｍを超える場合は，**次表に定める幅をもつ**小段を設けること。

垂　直　距　離	切　　土	盛　　土
５．０ ｍ以内ごと	１．０ ｍ以上	１．５ ｍ以上
１５．０ ｍ以内ごと	３．０ ｍ以上	３．０ ｍ以上

</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
１５～１６	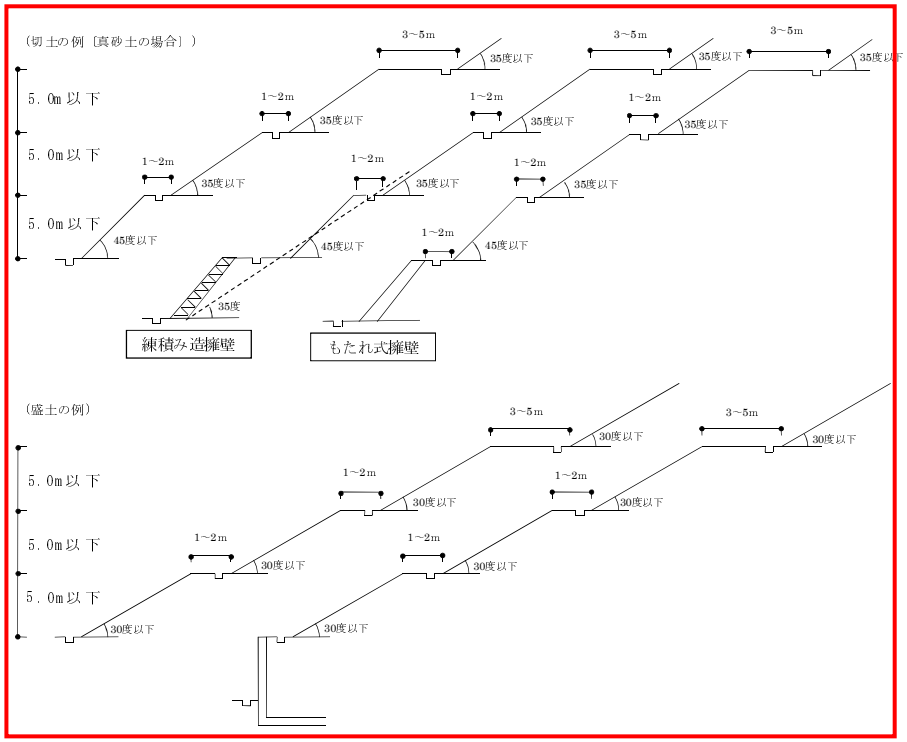 **ウ　のり面の上部に自然斜面が続いているなど，切土又は盛土のり面以外からの表面水が流下する場所には，のり肩排水溝を設けること。** **エ　小段には，小段上部のり面の下端に沿って，排水溝を設けること。また，小段は排水溝の方向に５％程度の下り勾配をつけて施工し，排水溝に水が流れるようにすること。** **オ　のり肩又は小段に設ける排水溝に集められた水をのり尻に導くため，縦排水溝を設けること。縦排水溝は，流量の分散を図るため間隔は２０ｍ程度とし，排水溝の合流する箇所には，必ずますを設けて，ますには，水が飛び散らないようにふた及び泥溜を設けること。**	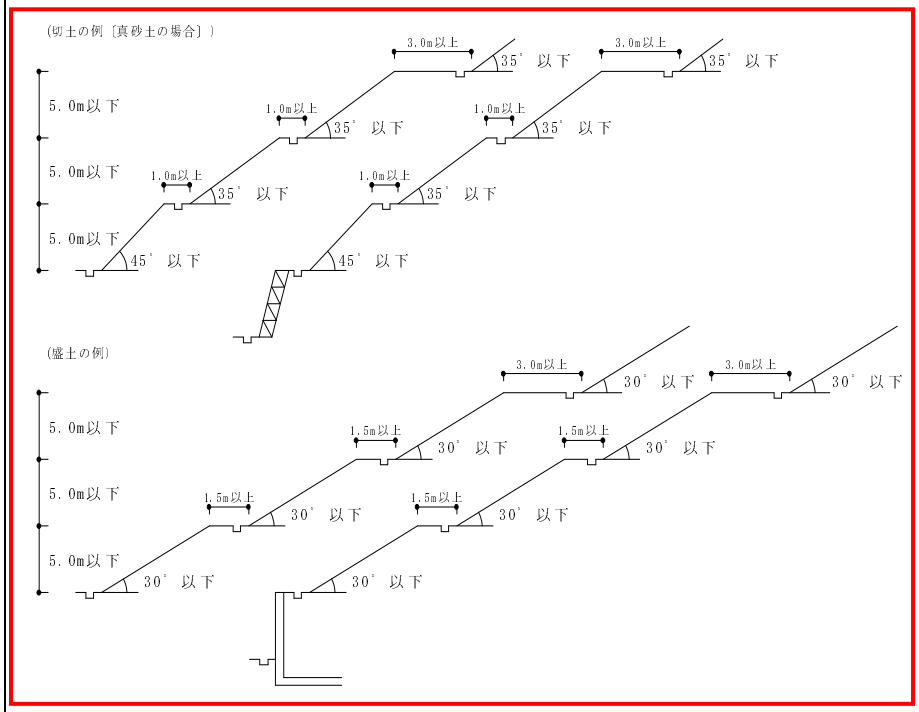 （４）**法面小段には排水溝を設け，縦排水溝を適切に配置すること。また，背後地から雨水の流出がある法面は，法肩に排水溝を設け，法面に雨水を流さないようにすること。**

ページ	改　　正　　案	現　　行
１６～１７	（５）盛土**をする場合には，盛土に雨水その他の**地表水又は地下水の浸透による緩み，沈下，崩壊又は**すべり**が生じないように，**おおむね３０ｃｍ以下の厚さの層に分けて土を盛り，かつ，その層の土を盛るごとに，これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに，必要に応じて地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下，「地すべり抑止ぐいなど」という。）の設置その他の措置が講じられていること。** （６）**著しく傾斜している土地において盛土をする場合には，盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように，段切りその他の措置が講ぜられていること。** **①　著しく傾斜している土地** **現地盤の勾配が１５度（約１：４）程度以上又は旧谷部などの地下水位が高くなると予想される箇所** **②　段切り寸法** **高さ５０ｃｍ，幅１ｍ程度以上** **③　排水勾配** **のり尻方向に３～５％程度** 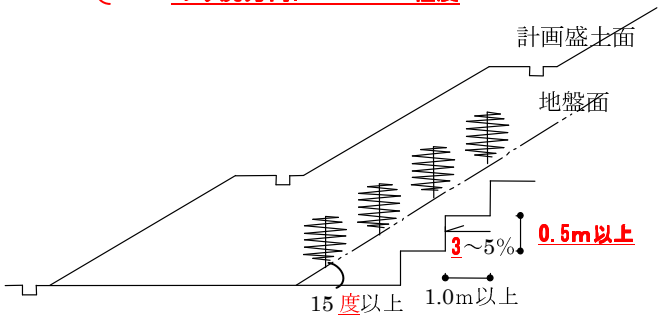 （７）**切土をする場合において，**切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは，その地盤にすべりが生じないように，**地すべり抑止ぐいなどの設置，土の置換えその他の措置が講ぜられていること。** （８）**開発行為によってがけ（「がけ」とは，地表面が水平面に対し３０度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。）が生じる場合においては，がけの上端に続く地盤面には，**特別な事情がない限り，そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配**が付されていること。**	（５）盛土**は，**地表水又は地下の浸透による緩み，沈下，崩壊又は**滑り**が生じないように，**盛土の地盤全体に及ぶように，盛土をする際に下から仕上り厚さ３０ｃｍ程度ごとに層状に締固めを繰り返して行うものであること。** （６）**盛土をする地盤傾斜が１５°以上で盛土高が２ｍを超える場合は，盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分除去するとともに，**段切り**を行う**こと。 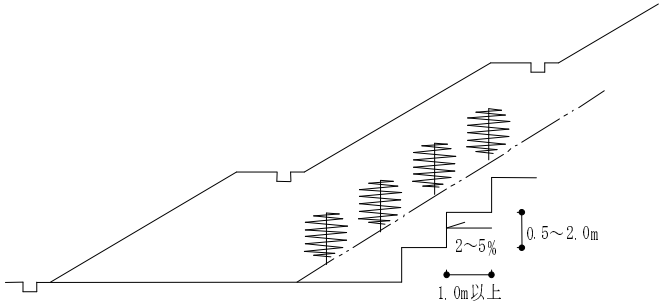 （７）切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは，その地盤にすべりが生じないように**くい打ち，良質の土の置換えなどの措置を講じる**こと。 （８）**切土又は盛土をする場合において，**特別の事情がない限り，そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配**をとる**こと。

ページ	改　　正　　案	現　　行
１７	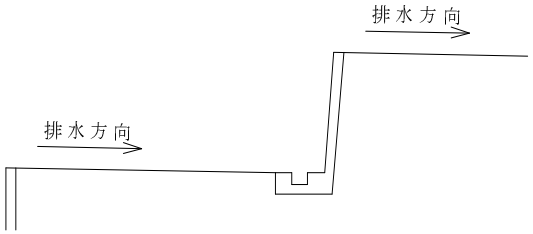 （９）開発行為によって生ずるがけのがけ面は，擁壁でおおう場合を除き，石張り，芝張り，モルタルの吹付けなどによって風化その他の浸食に対して保護しなければならない。 （10）盛土のり面の安定性の検討 　　盛土のり面の勾配は，のり高，盛土材料の種類などに応じて適切に設定し，原則として３０度以下とすること。 ア　盛土のり面が，次のような場合には，盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定すること。 （ア）のり高が１５ｍ以上の場合 　（イ）片切り・片盛り，腹付け盛土，斜面上の盛土，谷間を埋める盛土など，盛土が地山から湧水の影響を受けやすい場合 　（ウ）盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地すべり地など，不安定な場合 　（エ）住宅などの人の居住する施設が隣接しているなど，盛土の崩壊が隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合 　（オ）腹付け盛土（盛土をする前の地盤面が水平面に対して２０度以上の角度をなし，かつ，盛土の高さが５ｍ以上であるもの。）となる場合 　イ　盛土のり面の安定性の検討に当たっては，次の各事項に十分留意すること。ただし，安定計算の結果のみを重視してのり面勾配などを決定することは避け，近隣又は類似土質条件の施工実績・災害事例などを十分に参照すること。 　（ア）安定計算 　　盛土のり面の安定性については，円弧すべり面法により検討することを標準とする。また，円弧すべり面法のうち簡便式（スウェーデン式）によることを標準とするが，現地状況などに応じて他の適切な安定計算式を用いる。	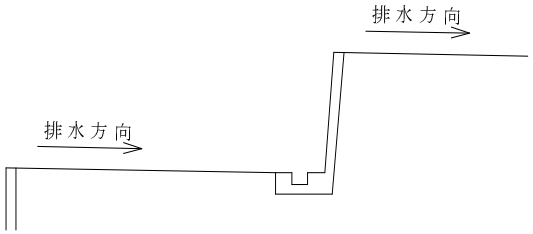 （９）法面は，張芝，筋芝，厚層基材吹付工，コンクリートブロック張，枠工，石張工等により保護すること。

ページ	改　　正　　案	現　　行
１８～ １９	（イ）設計強度定数 　　安定計算に用いる粘着力及び内部摩擦角の設定は，盛土に使用する土を用いて，現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し，せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。 （ウ）間げき水圧 盛土の施工に際しては，透水層を設けるなどして，盛土内に間げき水圧が発生しないようにすること。しかし，開発事業区域内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く，また，のり面の安全性に大きく影響するため，安定計算によって盛土のり面の安定性を検討する場合は，盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧とし，必要に応じて，雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮すること。 　　また，これらの間げき水圧は，現地の実測によって求めることが望ましいが，困難な場合は他の適切な方法によって推定することも可能とする。 （エ）最小安全率 　　盛土のり面の安定に必要な最小安全率(Fs)は，盛土施工直後において，Fs≧１．５であることを標準とする。 また，地震時の安定性を検討する場合の安全率は，大地震時にFs≧１．０とすることを標準とする。なお，大地震時の安定計算に必要な水平震度は０．２５に建築基準法施行令第８８条第１項に規定するＺの数値を乗じて得た数値とする。 （11）盛土全体の安定性の検討 ア　造成する盛土の規模が，次に該当する場合は，盛土全体の安定性を検討すること。 （ア）谷埋め型大規模盛土造成地 　　盛土をする土地の面積が３，０００㎡以上であり，かつ，盛土をすることにより，当該盛土をする土地の地下水が盛土をする前の地盤面の高さを超え，盛土の内部に侵入することが想定されるもの （イ）腹付け型大規模盛土造成地 　　盛土をする前の地盤面が水平面に対し２０度以上の角度をなし，かつ，盛土の高さが５ｍ以上となるもの イ　検討に当たっては，次の各事項に十分留意すること。ただし，安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け，近隣又は類似土質条件の施工実績，災害事例などを十分参照すること。	

ページ	改　　正　　案	現　　行
１９	（ア）安定計算 谷埋め型大規模盛土造成地の安定性については，二次元の分割法により検討することを標準とする。 腹付け型大規模盛土造成地の安定性については，二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。 （イ）設計強度定数 安定計算に用いる粘着力及び内部摩擦角の設定は，盛土に使用する土を用いて，現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し，せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。 （ウ）間げき水圧 盛土の施工に際しては，地下水排除工を設けるなどして，盛土内に間げき水圧が発生しないようにすること。 しかし，開発事業区域内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く，また，盛土全体の安全性に大きく影響するため，安定計算によって盛土全体の安定性を検討する場合は，盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧とし，必要に応じて，雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。 また，これらの間げき水圧は，現地の実測によって求めることが望ましいが，困難な場合はほかの適切な方法によって推定することも可能とする。 （エ）最小安全率 盛土の安定については常時の安全性を確保するとともに，最小安全率(Fs)は，大地震時にFs≧１．０とすることを標準とする。 なお，大地震時の安定計算に必要な水平震度は，０．２５に建築基準法施行令第８８条第１項に規定するＺの数値を乗じて得た数値とする。	

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>２０</td><td>
６　擁壁の構造
がけ面に設置する擁壁の構造は，鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造又は練積み造（石積み，コンクリートブロック積み）とすること。
なお，構造計算**など**において本基準に示されていない事項については，「宅地防災マニュアルの解説」を参考にすること。
（１）鉄筋，無筋コンクリート造擁壁の構造
ア　**鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の設計に当たっては，土質条件，荷重条件などの設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように，次の各項目について安全性を検討するものとする。**
ただし，地震時の検討においては，宅地造成等規制法施行令第６条に基づく擁壁又は，都市計画法施行規則第２７条第２項に基づく擁壁に限る。
（ア）土圧，水圧，**自重など（以下「土圧など」という。）**によって擁壁が破壊されないこと。
（イ）土圧などにより擁壁が転倒しないこと。
（ウ）土圧などにより擁壁の基礎がすべらないこと。
（エ）土圧などにより擁壁が沈下しないこと。
擁壁の安定計算における安全率（F_s）及び地盤の支持力度
擁壁の安定計算における安全率及び地盤の支持力度は，次のとおりとする。
<table>
<tr><th></th><th>常時</th><th>中地震時</th><th>大地震時</th></tr>
<tr><td>部材応力</td><td>長期許容応力度以内</td><td>短期許容応力度以内</td><td>終局耐力※（設計基準強度及び基準強度）以内</td></tr>
<tr><td>転倒</td><td>$F_s \geqq 1.5$</td><td>－</td><td>$F_s \geqq 1.0$</td></tr>
<tr><td>滑動</td><td>$F_s \geqq 1.5$</td><td>－</td><td>$F_s \geqq 1.0$</td></tr>
<tr><td>支持力</td><td>$F_s \geqq 3.0$</td><td>－</td><td>$F_s \geqq 1.0$</td></tr>
</table>
※：終局耐力とは，曲げ，せん断，付着割裂などの終局耐力をいう。
（オ）擁壁に作用する土圧の水平成分によるすべりに対しては，突起を設けなくても安全であるよう設計することが望ましいが，やむを得ず擁壁底版に突起を設ける場合は次によること。
ａ　突起の高さは底版幅に対して０．１０～０．１５の範囲内とする。
ｂ　底版幅は，突起なしでもすべりに対する安全率１．０を確保できる幅とする。
ｃ　突起の位置は，擁壁背面側（後方）に設ける。
</td><td>
６　擁壁の構造
がけ面に設置する擁壁の構造は，鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造又は練積み造（石積み，コンクリートブロック積み）とすること。
なお，構造計算**等**において本基準に示されていない事項については，「宅地防災マニュアルの解説」を参考にすること。
（１）鉄筋，無筋コンクリート造擁壁の構造
ア　**鉄筋コンクリート造，無筋コンクリート造の擁壁は，構造計算により次のことを確認すること。**
なお，計算には，原則として資料（ボーリング，土質調査など）添付すること。
（ア）土圧，水圧，**地震力及び自重**によって擁壁が破壊されないこと。
（イ）土圧などにより擁壁が転倒しないこと。　**Fs ≧1.5(常時)**
（ウ）土圧などにより擁壁の基礎がすべらないこと。　**Fs ≧1.2(地震時)**
（エ）土圧などにより擁壁が沈下しないこと。
（オ）土圧などにより擁壁の各部に生じる応力度が擁壁の材料である鉄材及びコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>２０～２１</td><td>

ｄ　突起は硬質地盤（堅固な地盤や岩盤）に対して適用することを原則とする。（軟質地盤では突起があっても，通常の基礎下部の施工条件の場合には，せん断面が突起なしの場合と大きく変わらないため）

ｅ　突起は堅固な地盤や岩盤に対して，これらの地盤を乱さないように，また周辺地盤との密着性を確保するように施工すること。

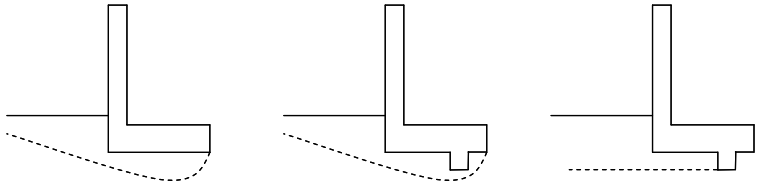

（やわらかい地盤）
※せん断面は深い位置に生じる

（硬質地盤）
※突起部にせん断が生じる

イ　**設計条件の設定**

（ア）外力の設定

土の単位体積重量，内部摩擦角などの土質条件，土圧，水圧，自重などの荷重条件及び鋼材・コンクリートなどの擁壁部材の許容応力度，地盤の許容応力度などを適切に設定しなければならない。

ａ　土質条件

土質定数は，原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用する。

ただし，これによることが適当でない場合や，小規模な開発事業においては，表１及び表２を用いることができる。

表１

土　　質	単位体積重量（ｋＮ／m³）	土圧係数※
砂　利　又　は　砂	１８	０．３５
砂　　質　　土	１７	０．４０
シルト，粘土又はそれらを多量に含む土	１６	０．５０

※土圧係数は，背面土の勾配を９０**度**以下，余盛**など**の勾配及び高さをそれぞれ３０**度**以下及び１m以下とし，かつ擁壁の上端に続く地盤面**など**には積載荷重がない条件に合致する場合に用いることができる。

</td><td>

イ　**コンクリート造擁壁の設計基準**

（ア）**荷重**

擁壁は，次の荷重の組合せによる各応力の合計により計算すること。

ａ　常時

静荷重＋土圧

ｂ　地震時

静荷重＋土圧＋地震力

（イ）**静荷重**

擁壁の自重と床版上の重量，建築物などの積載荷重を含むものとする。

（単位体積重量表）

材　　料	単位体積重量（kN／m³）	土圧係数
コンクリート	２３	
鉄筋コンクリート	２４．５	
砂　利　又　は　砂	１８	０．３５
砂　　質　　土	１７	０．４
シルト，粘土又はそれらを多量に含む土	１６	０．５

※土圧係数は，背面土の勾配を９０°以下，余盛**等**の勾配及び高さをそれぞれ１m以下とし，かつ擁壁の上端に続く地盤面**等**には積載荷重がない条件に合致する場れ３０°以下合に用いることができる。

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>２１～２２</td><td>
表２
<table>
<tr><th>土　　質</th><th>摩擦係数</th></tr>
<tr><td>岩，岩屑，砂利又は砂</td><td>０．５</td></tr>
<tr><td>砂　　質　　土</td><td>０．４</td></tr>
<tr><td>シルト，粘土又はそれらを多量に含む土
（擁壁の基礎底面から少なくとも１５ｃｍまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）</td><td>０．３</td></tr>
</table>
ｂ　荷重条件
擁壁の設計に用いる荷重については，擁壁の設置箇所の状況などに応じて必要な荷重を適切に設定すること。
（ａ）土圧
①　土圧の計算は，ランキン，クーロン，テルツアギなどの各理論によること。
②　擁壁に作用する土圧は，裏込め地盤の土質や擁壁の形状などに応じて，実状にあわせて算出することを原則とする。
また，盛土の場合でこれによることが困難な場合や，小規模な開発事業において表１の値を用いることができる。
③　裏込土の内部摩擦角として，３０度を超えるものを使用する場合は，その根拠となる土質調査試験の結果を添付すること。
（ｂ）水圧
水圧は，擁壁の設置箇所の地下水位を想定して擁壁背面に静水圧として作用させるものとするが，水抜穴などの排水処理を規定どおり行い，地下水位の上昇が想定されない場合は，考慮しなくてもよい。
（ｃ）自重
擁壁の設計に用いる自重は，躯体重量のほか，逆Ｔ型，Ｌ型擁壁などの片持ちばり式擁壁の場合には，仮想背面のとり方によって計算上の擁壁の自重が異なるので注意すること
（単位体積重量）
<table>
<tr><th>材　　料</th><th>単位体積重量
（ｋＮ／㎥）</th></tr>
<tr><td>コ　ン　ク　リ　ー　ト</td><td>２３</td></tr>
<tr><td>鉄　筋　コ　ン　ク　リ　ー　ト</td><td>２４</td></tr>
</table>
</td><td>
（ウ）土圧
ａ　土圧の計算は，ランキン，クーロン，テルツアギ，などの各理論によること。
ｂ　土圧係数は，各理論式により算出すること。ただし，図表により決定する場合は図書の名称を明示し，図表の写しを添付すること。
ｃ　裏込土の内部摩擦角として，３０°を超えるものを使用する場合は，その根拠となる土質調査試験の結果を添付すること。
</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
２２～２３	（ｄ）地震時荷重 擁壁自体の自重に起因する地震時慣性力と裏込め土の地震時土圧を考慮する。ただし，設計に用いる地震時荷重は，地震時土圧による荷重，又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。なお，表１及び表２を用いる場合は，擁壁の自重に起因する地震時慣性力と表１の土圧係数を用いるものとする。 （ｅ）積載荷重 擁壁の設置箇所の実状に応じて，建築物，工作物，積雪などによる積載荷重を考慮する。 （参考） 住宅地（木造平屋）　　５ｋＮ／㎡ 程度 （木造２階建）　１０ｋＮ／㎡ 程度 道　路　　１０ｋＮ／㎡ 程度 （ｆ）フェンス荷重 擁壁の天端にフェンスを直接設ける場合は，実状に応じて，適切なフェンス荷重を考慮する。なお，宅地擁壁の場合は，擁壁天端より高さ１．１ｍの位置にPf＝１ｋＮ／ｍ程度の水平荷重を作用させる。 （イ）外力の作用位置と壁面摩擦角など ａ　土圧などの作用面と壁面摩擦角など土圧の作用面は原則として躯体コンクリート背面とし，壁面摩擦角は土とコンクリートの場合は，常時において２φ／３を用いる（φ：土の内部摩擦角）。ただし，擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合には，壁面摩擦角をφ／２とする。また，地震時においては透水マットの有無にかかわらず，φ／２とする。 ｂ　土圧などの作用点 土圧合力の作用位置は，土圧分布の重心位置とする。 （ウ）擁壁部材（鋼材及びコンクリート）の許容応力度 鋼材及びコンクリートの許容応力度について，以下のとおり建築基準法施行令を準用する。 ａ　鋼材の許容応力度は，建築基準法施行令第９０条による。 ｂ　コンクリートの許容応力度は，建築基準法施行令第９１条による。 また，重力式擁壁などの無筋コンクリート造擁壁が，地震時において壁体内部に引張力が発生する場合のコンクリートの許容引張応力度は，許容圧縮応力度の１／１０を目安とすることができる。	

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>２３～
２４</td><td>**（エ）基礎地盤の許容応力度（許容支持力度）**
原則として地盤調査結果に基づき決定すること。この地盤調査結果を受けて，擁壁高さ５ｍ程度以下の工事の場合は，建築基準法施行令第９３条の表に示す値を使用することができる。
（オ）地震力
地震時の**標準設計**水平震度は，**中規模地震動で０．２０，大規模地震動で０．２５とする。**
（カ）底版と基礎地盤の摩擦係数
擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は，**表２**によること。ただし，基礎地盤の土質試験などの結果による内部摩擦角を用いる場合には，**表２**にかかわらず摩擦係数の値は０．６を上限としてｔａｎφ（プレキャストコンクリートの場合はｔａｎ２／３φ）を用いることができる。（φ：内部摩擦角）

ウ　その他
（ア）根入れの深さは，原則として擁壁の高さの**１５**/１００（その値が３５ｃｍに満たないときは３５ｃｍ）以上とすること。ただし，**基礎地盤が「別表　練積み造擁壁の各部の構造寸法表」における第三種相当（以下，「軟弱な場合」という。）の場合は，擁壁の高さの２０/１００（その値が４５ｃｍに満たないときは４５ｃｍ）**以上とすること。
（イ）擁壁の高さは，原則として１０ｍ以下とすること。
（ウ）無筋コンクリートの４週圧縮強度は，１ｍｍ^{2}につき１８Ｎ以上であること。
（エ）擁壁には，その裏面の排水を良くするため，壁面の面積３㎡以内ごとに**少なくとも１個の**内径が７．５ｃｍ以上**の陶管その他これに類する**耐水性の材料を用いた水抜穴を**設け，かつ，擁壁の裏面の水抜き穴の周辺その他必要な場所には，砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。**
（オ）建設省制定の土木構造物標準設計を使用する場合で当該標準設計に定められている各数値が土質試験などにより確かめられたものは構造計算書を省略することができる。
ただし，宅地部分に使用する場合であって，地震時の検討が必要な場合は，地震時を考慮しているか，設計条件を確認すること。</td><td>**（エ）**地震力
地震時の水平震度は**０．１７以上とする。ただし，擁壁の高さが５．０ｍ以下のものは，０．１以上とすることができる。**
（オ）基礎
ａ　基礎の根入れ深さは，原則として**練り積造擁壁の基準に準ずるものとする。ただし，擁壁の高さが５．０ｍを超えるものについては，１．０ｍ以上とすること。**
ｂ　基礎地盤の許容地耐力は，原則として土質調査試験の結果に基づき決定すること。

（カ）その他
ａ　擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は，**次表**によること。ただし，基礎地盤の土質試験などの結果による内部摩擦角を用いる場合には，**次表**にかかわらず摩擦係数の値は０．６を上限として tan φ（プレキャストコンクリートの場合は tan２/３φ）を用いることができる。（φ：内部摩擦角）
<table><tr><th>土　　質</th><th>摩擦係数</th></tr><tr><td>岩，岩屑，砂利又は砂</td><td>０．５</td></tr><tr><td>砂　　質　　土</td><td>０．４</td></tr><tr><td>シルト，粘土又はそれらを多量に含む土</td><td>０．３</td></tr></table>**ｂ**　無筋コンクリートの４週圧縮強度は，１ｍｍ^{2}につき１８Ｎ以上であること。
ｃ　**擁壁裏面の**排水をよくするため，壁面の面積３ｍ^{2}以内ごとに内径が７．５ｃｍ以上の耐水材料を用いた水抜き穴を**１個以上有効な位置に設けるとともに，擁壁裏面の裏栗石の厚さは３０ｃｍ以上とすること。**
ｄ　**国土交通**省制定の土木構造物標準設計を使用する場合で当該標準設計に定められている各数値が土質試験などにより確かめられたものは構造計算書を省略することができる。</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
２４～ ２５	**（カ）もたれ式擁壁は，次の条件のもと使用することとする。** **ａ　もたれ式は，地山あるいは裏込め土などによって支えられながら，自重により土圧に抵抗する型式のものであるため，設計の考え方は重力式擁壁に準じて取り扱うこと。** **ｂ　切土に用いること。** **ｃ　擁壁の高さは５ｍ以下とすること。** （２）練積み造擁壁の構造 ア　石材その他の組積材は，控え長さが**３０**ｃｍ以上のものを使用し，コンクリートを用いて一体化を図るとともに，その背面を栗石砂利で有効に裏込めすること。 イ　練積み造擁壁の設計基準 （ア）**宅地造成等規制法施行令第８条の規定に基づく**練積み造擁壁の構造基準 ａ　擁壁各部の構造寸法は，背面土の種類などにより別図及び別表によること。 ｂ　胴込め又は裏込めに用いるコンクリートの４週圧縮強度は，１ｍｍ^{2}につき１８Ｎ以上であること。 ｃ　水抜き穴は，内径７．５ｃｍ以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い，３㎡以内ごとに１個以上有効な位置に設けること。 ｄ　擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き，擁壁には一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 ｅ　コンクリートブロックについては，ＪＩＳ　**Ａ　５３７１に規格された**（施工面積１㎡当たり３５０ｋｇ以上）ブロックを使用するものとし，その認定書を添付すること。 ｆ　その他のコンクリートブロックの使用については，次の品質について公的機関の証明書を添付したものであること。 （ａ）コンクリートブロックの４週圧縮強度は，１ｍｍ^{2}につき１８Ｎ以上であること。 （ｂ）コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は，２．３以上であり，かつ，擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は壁面１㎡につき３５０ｋｇ以上**（ただし，コンクリートブロックのみを積み上げた状態）**であること。 （ｃ）コンクリートブロックは，相当数の使用実績を有し，かつ，構造耐力上支障のないものであること。	（２）練積み造擁壁の構造 ア　石材その他の組積材は，控え長さが**３５**ｃｍ以上のものを使用し，コンクリートを用いて一体化を図るとともに，その背面を栗石砂利で有効に裏込めすること。 イ　練積み造擁壁の設計基準 （ア）構造基準 ａ　擁壁各部の構造寸法は，背面土の種類などにより別図及び別表によること。 ｂ　胴込め又は裏込めに用いるコンクリートの４週圧縮強度は，１ｍｍ^{2}につき１８Ｎ以上であること。 ｃ　水抜き穴は，内径７．５ｃｍ以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い，３ｍ^{2}以内ごとに１個以上有効な位置に設けること。 ｄ　擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き，擁壁には一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 ｅ　コンクリートブロックについては，ＪＩＳ**規格の質量区分Ａ**（施工面積１ｍ^{2}当たり３５０kg以上）**の**ブロックを使用するものとし，その認定書を添付すること。 ｆ　その他のコンクリートブロックの使用については，次の品質について公的機関の証明書を添付したものであること。 （ａ）コンクリートブロックの４週圧縮強度は，１ｍｍ^{2}につき１８Ｎ以上であること。 （ｂ）コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は，２．３以上であり，かつ，擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は壁面１ｍ^{2}につき３５０kg以上であること。 （ｃ）コンクリートブロックは，相当数の使用実績を有し，かつ，構造耐力上支障のないものであること。

ページ	改　　正　　案	現　　行
２５～ ２６	**g　擁壁を設置する場所の土質が，支持地盤として設計条件（地耐力）を満足するか否かを地盤調査などにより確かめること。また，基礎は直接基礎とし，良質な支持層上に設けることを原則とするが，地耐力が不足する場合は地盤改良などを検討すること。** 別図　練積み造擁壁の標準断面図（単位：ｍｍ） （１）盛土の場合 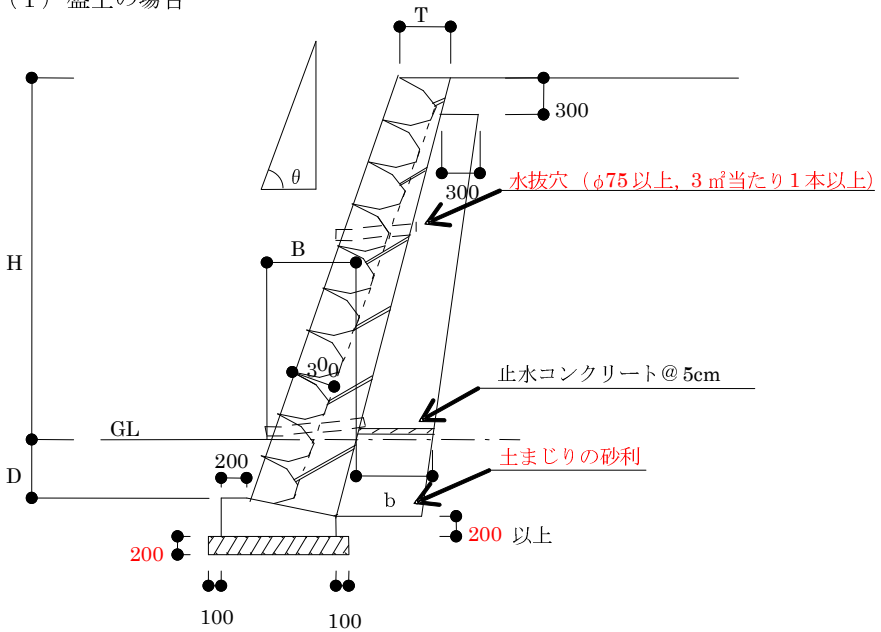 	別図　練積み造擁壁の標準断面図（単位：ｍｍ） （１）盛土の場合 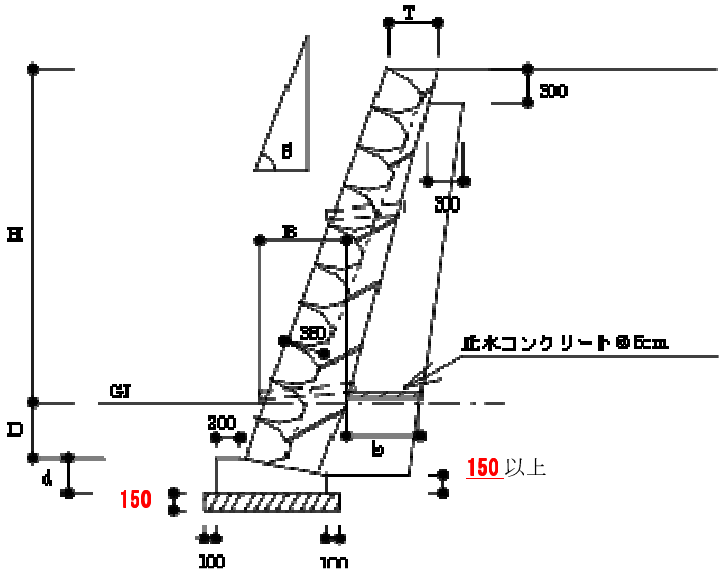

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>２６～
２７</td>
<td>（２）切土の場合
 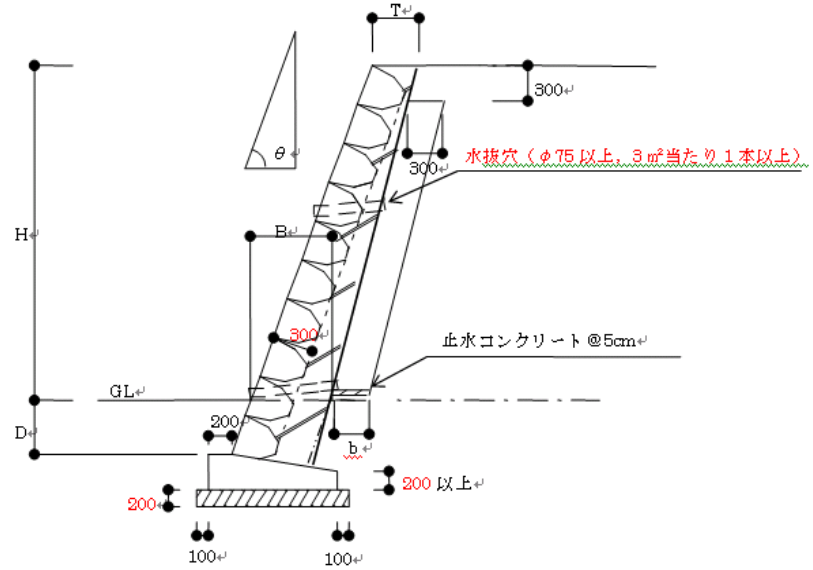

標準工事仕様
組積材：ＪＩＳ　<u>Ａ　５３７１に規格されたブロック</u>（控え<u>３００</u>ｍｍ以上，１㎡当たり３５０ｋｇ以上），間知石<u>など</u>
胴込め・裏込めコンクリート：Fc＝18Ｎ／ｍｍ²以上
水抜きパイプ：硬質塩化ビニールパイプ（φ７５以上３㎡当たり１本以上）
裏込<u>材</u>：再生骨材，栗石・砂利又は砕石（ＲＣ－４０，Ｃ－４０）</td>
<td>（２）切土の場合
 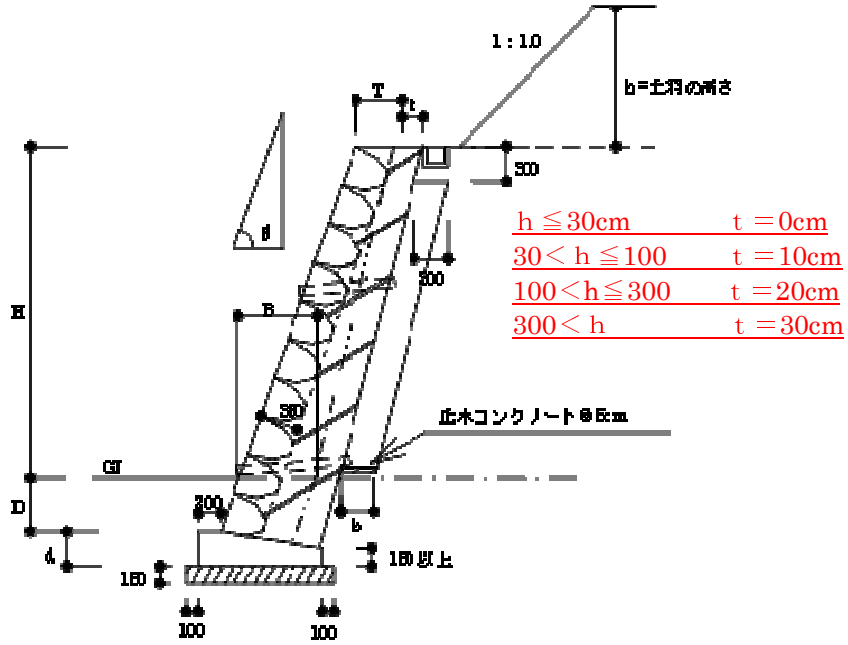

標準工事仕様
組　積　材　：JIS<u>認定ブロック質量区分A</u>（控え<u>350</u> mm 以上，m²当たり 350 kg 以上），間知石<u>等</u>
胴込め・裏込めコンクリート　：　Fc＝18 Ｎ／mm²以上
水抜きパイプ　：　硬質塩化ビニールパイプ（φ75 以上３ｍ²当たり１本以上）
裏　込　<u>栗　石</u>　：　再生骨材，栗石・砂利又は砕石（RC－40，C－40）
<u>切　込　砕　石　：　クラッシャーランRC-40，C-40</u>
<u>Ｈ＝2.0m 以上の場合はｄ＝300mm 以上</u>
<u>Ｈ＝2.0m 未満の場合はｄ＝250mm 以上</u></td>
</tr>
</table>

ページ	改　正　案	現　行
２８	別表　練積み造擁壁の各部の構造寸法表	別表　練積み造擁壁の各部の構造寸法表

土質		擁壁					裏栗	
		勾配	高さ(H)	下端部分の厚さ(B)	上端の厚さ(T)	根入れの深さ(D)	下端部分の厚さ(b) 盛土	下端部分の厚さ(b) 切土
第一種	岩，岩屑，砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2m以下	40cm以上	40cm以上	35cm以上かつ0.15H以上	60cm以上かつ0.20H以上	30cm以上
			2mを超え3m以下	50cm以上				
		65度を超え70度以下	2m以下	40cm以上				
			2mを超え3m以下	45cm以上				
			3mを超え4m以下	50cm以上				
		65度以下	3m以下	40cm以上				
			3mを超え4m以下	45cm以上				
			4mを超え5m以下	60cm以上				
第二種	真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2m以下	50cm以上				
			2mを超え3m以下	70cm以上				
		65度を超え70度以下	2m以下	45cm以上				
			2mを超え3m以下	60cm以上				
			3mを超え4m以下	75cm以上				
		65度以下	2m以下	40cm以上				
			2mを超え3m以下	50cm以上				
			3mを超え4m以下	65cm以上				
			4mを超え5m以下	80cm以上				
第三種	その他の土質	70度を超え75度以下	2m以下	85cm以上	70cm以上	45cm以上かつ0.20H以上		
			2mを超え3m以下	90cm以上				
		65度を超え70度以下	2m以下	75cm以上				
			2mを超え3m以下	85cm以上				
			3mを超え4m以下	105cm以上				
		65度以下	2m以下	70cm以上				
			2mを超え3m以下	80cm以上				
			3mを超え4m以下	95cm以上				
			4mを超え5m以下	120cm以上				

H:擁壁の地上高さ

土質		擁壁						裏栗	
		勾配(θ)		高さ(H)	下端部の厚さ(B)	上端の厚さ(T)	根入れの深さ(D)	下端部の厚さ(b) 盛土	下端部の厚さ(b) 切土
第一種	岩，岩屑，砂利又は砂利交じり砂(内部摩擦角40°以上)	3分	70°を超え75°以下	2.00m以下	50cm以上	40cm以上	35cm以上	60cm以上	30cm以上
				2.00mを超え3.00m以下	70 〃		45 〃		
		4分	65°を超え70°以下	2.00m以下	45 〃		35 〃		
				2.00mを超え3.00m以下	60 〃		45 〃		
第二種	真砂土，関東ローム，砂質粘土，その他これらに類するもの(内部摩擦角30°以上40°未満)			3.00mを超え4.00m以下	75 〃		60 〃	80 〃	
		5分	65°以下	2.00m以下	40 〃		35 〃	60 〃	
				2.00mを超え3.00m以下	50 〃		45 〃		
				3.00mを超え4.00m以下	65 〃		60 〃	80 〃	
				4.00mを超え5.00m以下	80 〃		75 〃	100 〃	
第三種	その他の土質(内部摩擦角20°以上30°未満)	3分	70°を超え75°以下	2.00m以下	85 〃	70cm以上	45 〃	60 〃	30cm以上
				2.00mを超え3.00m以下	90 〃		60 〃		
		4分	65°を超え70°以下	2.00m以下	75 〃		45 〃		
				2.00mを超え3.00m以下	85 〃		60 〃		
				3.00mを超え4.00m以下	105 〃		80 〃	80 〃	
		5分	65°以下	2.00m以下	70 〃		45 〃	60 〃	
				2.00mを超え3.00m以下	80 〃		60 〃		
				3.00mを超え4.00m以下	95 〃		80 〃	80 〃	
				4.00mを超え5.00m以下	120 〃		100 〃	100 〃	

※裏込材　　切土の場合には，透水層としての役目を果たす程度の裏込めとして30ｃｍの等厚とする。盛土の場合は，土圧の低減を図れる場合もあり，下端においては60ｃｍ以上もしくは，擁壁地上高さ（Ｈ）の20／100のいずれか大きい方の数値以上の厚さとする。

ページ	改　　正　　案	現　　行
２８～ ２９	注１　土質調査などを行い，土質を決定すること。 注２　別表において，想定したがけの状況は，擁壁上端に続く地表面が水平で，擁壁に作用する載荷重は５ｋＮ/㎡程度である。なお，載荷重については，実状に応じて考慮すること。 注３　別表の第二種に該当する土質及び構造においては，それぞれの高さに応じて，下記の表に示す必要地耐力以上の地盤に基礎を設置すること。なお，想定条件以外の場合は，別途検討の上，必要地耐力以上の地盤に基礎を設置すること。 表　擁壁高さと勾配に応じた必要地耐力(kN／㎡) （イ）宅地造成等規制法施行令第１４条の規定に基づく練積み造擁壁の構造基準 宅地造成等規制法施行令第１４条の規定に基づき，胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁は，次のａ～ｉに定めるところによる場合においては，同令第８条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。 ａ　コンクリートブロックの４週圧縮強度は，１mm²につき１８Ｎ以上であること。 ｂ　胴込めに用いるコンクリートの４週圧縮強度は，１mm²につき１５Ｎ以上であること。 ｃ　コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重が２．３以上であり，かつ，擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は，壁面１㎡につき３５０ｋｇ以上であること。 ｄ　コンクリートブロックは，相当数の使用実績を有し，かつ，構造耐力上支障のないものであり，その形状は，胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり，かつ，その施工が容易なものであること。 ｅ　擁壁の壁体曲げ強度は，１mm²につき１．５Ｎ以上であること。 ｆ　擁壁の勾配及び高さは，擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ，別表に定める基準に適合し，かつ，擁壁上端の水平面上の載荷重は１㎡につき５ｋＮを超えていないこと。	角度と勾配指数との関係表

高さ	種別	θ≦65度	65度＜θ≦70度	70度＜θ≦75度
2	盛土 切土	75	75	75
3	盛土 切土	75	75	75
4	盛土 切土	100	100	—
5	盛土 切土	125	—	—

角度	勾配指数
30°	1 ： 1．73
35°	1 ： 1．42
40°	1 ： 1．19
45°	1 ： 1．00
50°	1 ： 0．83
55°	1 ： 0．70
60°	1 ： 0．58
65°	1 ： 0．47
70°	1 ： 0．36
75°	1 ： 0．27
80°	1 ： 0．18

ページ	改　　正　　案	現　　行
２９～３０	ｇ　擁壁を岩盤に接着して配置する場合を除き，擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの１００分の２０（その値が４５ｃｍに満たないときは，４５ｃｍ）以上とし，かつ，擁壁には，一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 ｈ　擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所，擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所など破壊のおそれのある箇所には，鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。 ｉ　擁壁の背面には，排水を良くするため，栗石，砂利などで有効に裏込めすること。	

	コンクリートブロックの控え長さ（単位ｃｍ）	擁　壁	
		勾　配	高さ（単位m）
２０度以上３０度未満	３０以上３５未満	６５度以上７５度未満	１以下
		６５度未満	１．５以下
	３５以上４５未満	７０度以上７５度未満	１以下
		６５度以上７０度未満	１．５以下
		６５度未満	２以下
	４５以上	７０度以上７５度未満	１．５以下
		６５度以上７０度未満	２以下
		６５度未満	２．５以下
３０度以上４０度未満	３０以上３５未満	７０度以上７５度未満	１．５以下
		６５度以上７０度未満	２以下
		６５度未満	３以下
	３５以上４０未満	７０度以上７５度未満	１．５以下
		６５度以上７０度未満	２．５以下
		６５度未満	３．５以下
	４０以上４５未満	７０度以上７５度未満	２以下
		６５度以上７０度未満	３以下
		６５度未満	４以下
	４５以上	７０度以上７５度未満	２以下
		６５度以上７０度未満	３以下
		６５度未満	４．５以下
４０度以上	３０以上３５未満	７０度以上７５度未満	２以下
		６５度以上７０未満	３．５以下
		６５度未満	５以下
	３５以上４０未満	７０度以上７５度未満	２．５以下
		６５度以上７０度未満	４．５以下
		６５度未満	５以下
	４０以上４５未満	７０度以上７５度未満	３以下
		７０度未満	５以下
	４５以上	７０度以上７５度未満	３．５以下
		７０度未満	５以下

ページ	改　　正　　案	現　　行
３０～ ３１	**（３）大臣認定擁壁を使用する場合には，**大臣認定書の写しを添付し，かつ，構造については，その仕様によること。 **（４）**擁壁の基礎が盛土上に設置された場合は，転圧，良質土の搬入などの施工は特に入念に行うこと。 **（５）**擁壁の基礎地盤面に１００ｋＮ／㎡を超える応力度（常時）が生じる場合には，当該応力などが土質試験，載荷試験などに基づく当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。 **（６）斜面上に擁壁を設置する場合には，次図のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの０．４Ｈ以上で，かつ１．５ｍ以上だけ土質に応じた勾配線（θ）より後退し，その部分はコンクリート打ちなどにより風化侵食のおそれのない状態にする。** 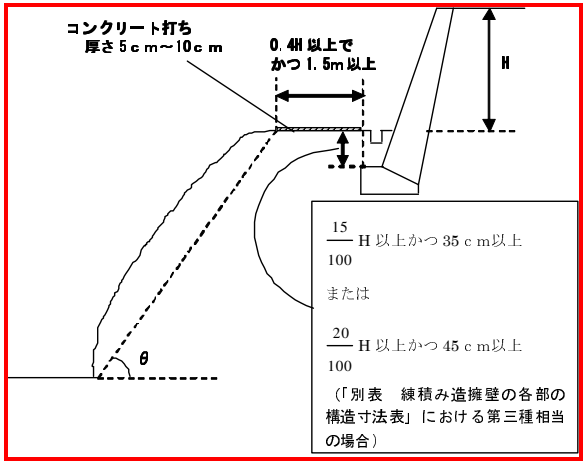 	**（イ）**大臣認定**ブロック積**擁壁**について**は，**国土交通**大臣認定書の写しを添付し，かつ，構造については，その仕様によること。 **（３）**擁壁の基礎が盛土上に設置された場合は，転圧，良質土の搬入などの施工は特に入念に行うこと。 **（４）**擁壁の地盤に 100ｋＮ／ｍ^{2}を超える応力度（常時）が生じる場合には，当該応力などが土質調査試験，載荷試験などに基づく当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。 **（５）盛土で２５°，切土又は在来地盤で３５°を超える急傾斜地には，原則として擁壁を設置しないこと。ただし，擁壁下部斜面を適当な工法により保護する場合は，この限りでない。** **また，傾斜地に設置する擁壁の根入れの取り方は，次図及び次表によること。** 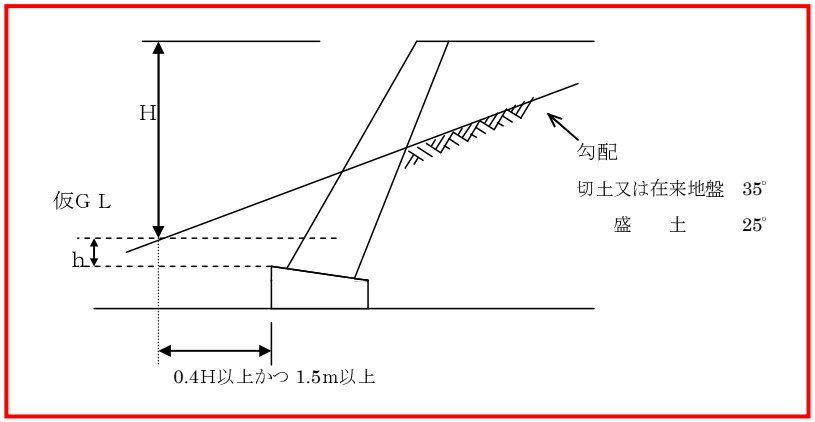

ページ	改　　正　　案	現　　行

３１～３２

表　土質別角度（θ）

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（θ）	６０度	４０度	３５度	２５度

（７）伸縮継目**は，原則として擁壁長さ 20m以内ごとに１箇所設け，特に地盤条件の変化する箇所，擁壁高さが著しく異なる箇所，擁壁の材料・構法を**異にする箇所は，有効に伸縮継目を設け，基礎部分まで切断する。また，擁壁の屈曲部**において**は，**伸縮継目の位置を**隅角部から擁壁の高さの分だけ避けて設置する。

（８）擁壁**（練積み造擁壁，鉄筋コンクリート造擁壁，無筋コンクリート造擁壁（背面に勾配を付けた場合は除く。））**の屈曲する箇所は，隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること（二等辺の一辺の長さは，擁壁の高さ３ｍ以下で５０ｃｍ以上，３ｍを超えるもので６０ｃｍ以上とする。）。

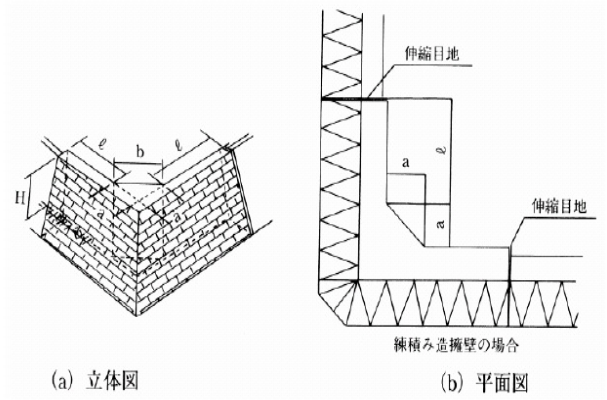

(a) 立体図　　(b) 平面図

○擁壁高さ3.0m以下のとき　　○擁壁高さ3.0mを超えるとき

a=50cm　　a=60cm

○伸縮目地の位置

ℓは、2.0mを超え、かつ擁壁の高さ程度とする。

擁壁の種別	土　質	h	H
練積み造擁壁	第１・２種	$\frac{15}{100}\times H$ かつ 35cm 以上	５ｍ以下
	第３種	$\frac{20}{100}\times H$ かつ 45cm 以上	
コンクリート造　擁　壁		$\frac{20}{100}\times H$ かつ 35cm 以上 ただし，Ｈが５ｍ以上の場合は１ｍ以上とすることができる。	10ｍ以下

（６）伸縮継目**材は，瀝青繊維質目地材とし，厚さは10mmとし，施工間隔は10mを標準とする。特に地盤の変化する箇所，擁壁の高さが著しく異なる箇所，擁壁の構造工法**を異にする箇所は，有効に伸縮継目を設け，基礎部分までを切断する**こと**。また，擁壁の屈曲部は，隅角部から擁壁高さ分だけ避けて設置する**こと**。

（７）擁壁の屈曲する箇所は，隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること（二等辺の一辺の長さは，擁壁の高さ３ｍ以下で　５０ｃｍ以上，３ｍを超えるもので６０ｃｍ以上とする。）。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>３２～
３３</td>
<td>

（９）上下に分離された練積み造擁壁の構造寸法の算出

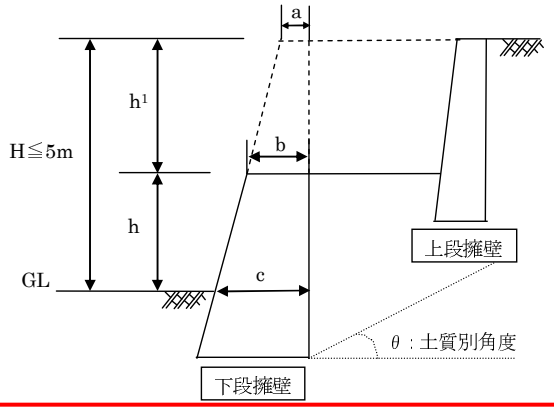

下段擁壁は，Ｈを擁壁の高さとし，擁壁の勾配及びｃ（下端部の厚さ）を決める。
ｂの寸法はａ，ｃ，ｈ，ｈ１の関係による比例配分により算出する。
上段擁壁は，ｈ１を擁壁の高さとし，擁壁の寸法等を決める。

表　土質別角度（θ）

背面土質	**軟岩（風化の著しいものを除く）**	**風化の著しい岩**	**砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土そのたこれらに類するもの**	**盛土または腐植土**
角度（θ）	**６０度**	**４０度**	**３５度**	**２５度**

（10）図に示す擁壁で表のθ角度内に入っていないものは，**二**段の擁壁と**みなされるので**一体の擁壁として設計を行うこと。**なお，上部擁壁が表のθ角度内に入っている場合は，別個の擁壁として扱うが，水平距離を０．４Ｈ以上かつ１．５ｍ以上離さなければならない。**

</td>
<td>

（８）上下に分離された練積み造擁壁の構造寸法の算出

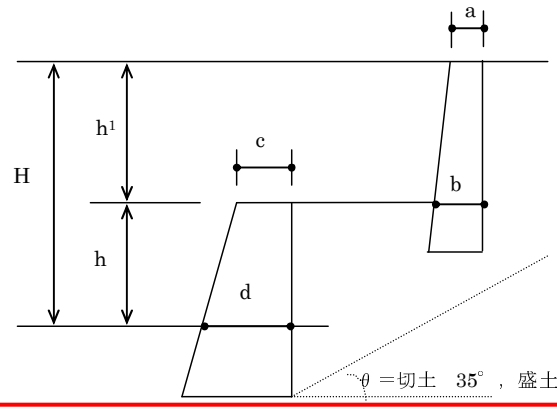

全高Ｈを擁壁の高さとし，擁壁の勾配及びａ，ｄの寸法を求める。また，ｂ，ｃの寸法は，ａ，ｄ，ｈ，ｈ１の関係による比例配分により算出する。

（９）図に示す擁壁でθ角度内に入っていないものは，**２**段の擁壁と**みなし**，一体の擁壁として設計を行うこと

</td>
</tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
３３	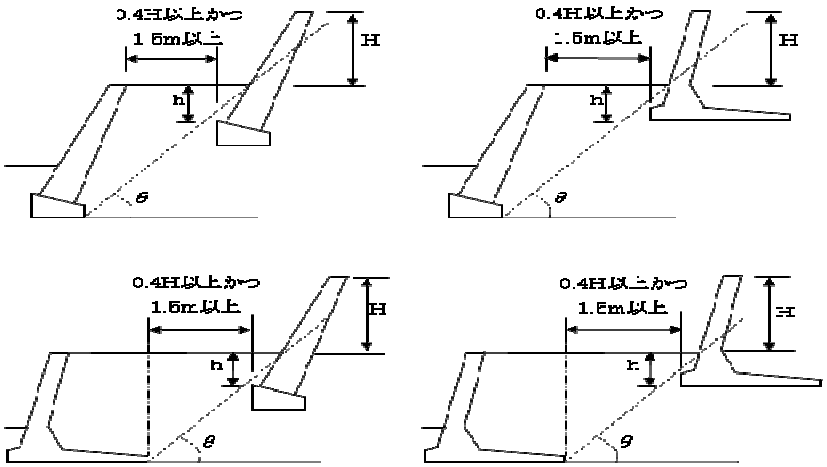 h：$\frac{15}{100}$H以上かつ35ｃｍ以上　または$\frac{20}{100}$H以上かつ45ｃｍ以上 （基礎地盤が「別表　練積み造擁壁の各部の構造寸法表」における第三種相当の土質） 表　土質別角度（θ） 背面土質：軟岩（風化の著しいものを除く）／風化の著しい岩／砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土そのたこれらに類するもの／盛土または腐植土 角度（θ）：６０度／４０度／３５度／２５度 （11）擁壁上部に斜面がある場合は，土質に応じた勾配線が斜面と交差した点までの垂直高さをがけ高さと仮定し，擁壁はその高さに応じた構造とすること。 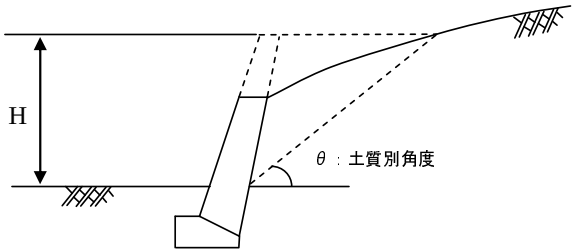 	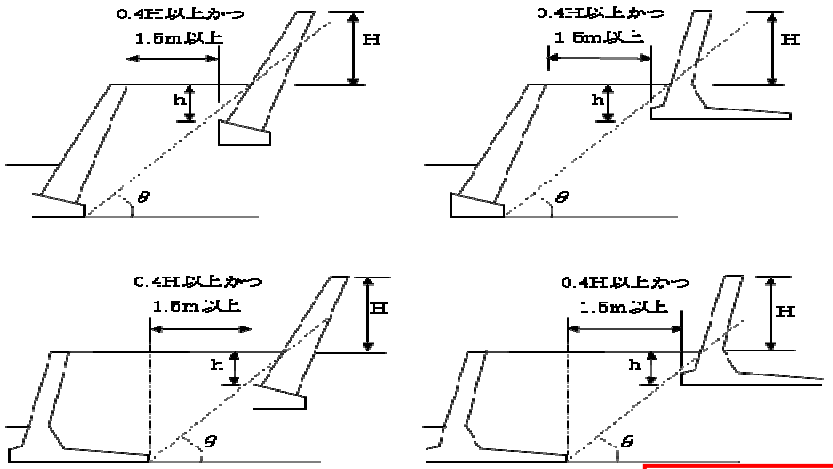 θ＝切土　35° 盛土　25°

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>３３</td><td>

表　土質別角度（θ）

<table>
<tr><td>青面土質</td><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>風化の著しい岩</td><td>砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土そのたこれらに類するもの</td><td>盛土または腐植土</td></tr>
<tr><td>角度（θ）</td><td>６０度</td><td>４０度</td><td>３５度</td><td>２５度</td></tr>
</table>

</td><td></td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
３４～ ３５	７　排水施設 **（削除）** （１）　計画排水量の算定と断面の検討 ア　略 （ア）略 （イ）断面の検討 Ｑ ＝ Ａ×Ｖ　　Ｑ・・・・洪水のピーク流量（m^3／sec） Ａ・・・・断面積（m^2） Ｖ・・・・流速（m／sec） （流速） 原則としてマニング公式により算定すること。ただし，団地内の排水にかかるものについては，クッター公式により算出することができる。 $V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ Ｖ：流速（m／sec） n ：粗度係数 三面張りコンクリート　・・・・０．０２５ 石積み**など**（二面張り）　・・・・０．０３５ 素掘り　・・・・０．０４０ R ：径深（m）［流水断面Ａ／潤辺長Ｐ］ 余裕高は，河川管理施設等構造令第２０条び 規則第３６条第２号の規定によるものとする。 I ：動水勾配（河床勾配を採用する。） イ　水路（ア以外の場合） （ア）計画汚水排水量の算定 住宅団地の場合の管**きょ**の設計に用いる計画汚水量は，計画時間最大汚水量を使用し，次式によること。住宅地以外は，予定建築物の用途，規模により想定される計画使用水量を勘案して算出すること。 計画時間最大汚水量＝ $\frac{1}{24\times60\times60}$ ×（計画１日最大汚水量）×1.8（ℓ／sec） 計画１日最大汚水量　・・・１人１日最大汚水量×計画人口 １人１日最大汚水量　・・・市町の下水道計画に定めがある場合はその値を優先し，無い場合は４５０ℓ／日とする。 計画人口　・・・４人／戸	**7**　排水施設 **排水施設は，開発区域の規模及び形状，開発区域内の地形，予定建築物等の用途並びに開発区域周辺の降水量などから想定される雨水及び汚水を有効に排出できるものであること。** （１）　計画排水量の算定と断面の検討 ア　略 （ア）略 （イ）断面の検討 Ｑ ＝ Ａ×Ｖ　　Ｑ・・・・洪水のピーク流量（m^3／sec） Ａ・・・・断面積（m^2） Ｖ・・・・流速（m／sec） （流速） 原則としてマニング公式により算定すること。ただし，団地内の排水にかかるものについては，クッター公式により算出することができる。 $V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ Ｖ：流速（m／sec） n ：粗度係数 三面張りコンクリート　・・・・０．０２５ 石積み**等**（二面張り）　・・・・０．０３５ 素掘り　・・・・０．０４０ R ：径深（m）［流水断面Ａ／潤辺長Ｐ］ 余裕高は，河川管理施設等構造令第２０条び 規則第３６条第２号の規定によるものとする。 I ：動水勾配（河床勾配を採用する。） イ　水路（ア以外の場合） （ア）計画汚水排水量の算定 住宅団地の場合の管**渠**の設計に用いる計画汚水量は，計画時間最大汚水量を使用し，次式によること。住宅地以外は，予定建築物の用途，規模により想定される計画使用水量を勘案して算出すること。 計画時間最大汚水量＝ $\frac{1}{24\times60\times60}$ ×（計画１日最大汚水量）×1.8（ℓ／sec） 計画１日最大汚水量　・・・１人１日最大汚水量×計画人口 １人１日最大汚水量　・・・市町の下水道計画に定めがある場合はその値を優先し，無い場合は４５０ℓ／日とする。 計画人口　・・・４人／戸

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>３５～
３７</td>
<td>
地下水量が考えられる場合は，必要に応じて１人１日最大汚水量の２割を加算すること。
（イ）略
（ウ）断面の検討
雨水と汚水との排水は分離して処理することとし，雨水，汚水排水量の設計流速・割増率は，次により決定すること。
ａ　排水路の設計流速
設計流速は，特殊な場合を除き，次表の基準によること。
<table>
<tr><th>排水施設</th><th>最小流速</th><th>最大流速</th></tr>
<tr><td>汚水管<u>きょ</u></td><td>０．６ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
<tr><td>雨水管<u>きょ</u></td><td>０．８ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
<tr><td>合流管<u>きょ</u></td><td>０．８ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
<tr><td>雨水開<u>きょ</u></td><td>０．８ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
</table>
ｂ　計画<u>下水</u>量の割増率
（ａ）汚水
<table>
<tr><th>管<u>きょの内径</u></th><th>割増率</th></tr>
<tr><td>７００ｍｍ未満</td><td><u>計画下水量の</u>１００<u>％</u></td></tr>
<tr><td>７００ｍｍ<u>以上</u>
１，６５０ｍｍ未満</td><td><u>計画下水量の</u>５０％<u>以上</u>
１００％以下</td></tr>
<tr><td>１，６５０ｍｍ以上
<u>３，０００ｍｍ以下</u></td><td><u>計画下水量の</u>２５％<u>以上</u>
５０％以下</td></tr>
</table>
（ｂ）雨水
計画<u>雨水</u>量の２０％
（ｃ）合流
計画<u>下水</u>量の３０％
（流速）
<u>流量計算には，マニング式又はクッター式を用いる。</u>
<u>マニング式</u>
<u>Ｑ　＝　Ａ　×　Ｖ</u>
$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$　<u>（m/sec）</u>
</td>
<td>
地下水量が考えられる場合は，必要に応じて１人１日最大汚水量の２割を加算すること。
（イ）略
（ウ）断面の検討
雨水と汚水との排水は分離して処理することとし，雨水，汚水排水量の設計流速・割増率は，次により決定すること。
ａ　排水路の設計流速
設計流速は，特殊な場合を除き，次表の基準によること。
<table>
<tr><th>排水施設</th><th>最小流速</th><th>最大流速</th></tr>
<tr><td>汚水管<u>渠</u></td><td>０．６ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
<tr><td>雨水管<u>渠</u></td><td>０．８ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
<tr><td>合流管<u>渠</u></td><td>０．８ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
<tr><td>雨水開<u>渠</u></td><td>０．８ｍ／sec</td><td>３．０ｍ／sec</td></tr>
</table>
ｂ　計画<u>流出</u>量の割増率
（ａ）汚水
<table>
<tr><th>管<u>径</u></th><th>割増率</th></tr>
<tr><td><u>管の内径</u>７００ｍｍ未満</td><td>１００</td></tr>
<tr><td><u>管の内径</u>７００ｍｍ～
１，６５０ｍｍ未満</td><td>５０％<u>～</u>１００％以下</td></tr>
<tr><td><u>管の内径</u>１，６５０ｍｍ以上の場合</td><td>２５％<u>～</u>５０％以下</td></tr>
</table>
（ｂ）雨水
計画<u>流出</u>量の２０％
（ｃ）合流
計画<u>流出</u>量の３０％
<u>Ｑ　＝　Ａ　×　Ｖ</u>
（流速）
$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>３７</td><td>

クッター式

Ｑ　＝　Ａ　×　Ｖ

$$V=\frac{23+\frac{1}{n}+\frac{0.00155}{I}}{1+(23+\frac{0.00155}{I})\times\frac{n}{\sqrt{R}}}\times\sqrt{R\times I}=\frac{N\times R}{\sqrt{R}+D}$$

（m/sec）

$$N:(23+\frac{1}{n}+\frac{0.00155}{I})\times\sqrt{I}$$

$$D:23+\frac{0.00155}{I}\times n$$

Q ：流量（㎥／sec）
A ：　流水の断面積（㎡）
V ：流速（m／sec）
n ：粗度係数
R ：径深（m）（＝A/P）
P ：流水の潤辺長
I ：動水勾配

マニング式及びクッター式共通の粗度係数

管　種	粗度係数
陶　管	０．０１３
鉄筋コンクリート管きょなどの工場製品	０．０１３
現場打ち鉄筋コンクリート管きょ	０．０１３
硬質塩化ビニール管	０．０１０
強化プラスチック複合管	０．０１０

※　上記以外の管種の粗度係数については，その管種の粗度係数による。

ウ　その他
残流域を有する河川（渓流）が造成地内を通過する場合は，開**きょ**とすること。
また，造成地内に設置される水路で流量が１．５㎥／sec 以上のものは，原則として開**きょ**とすること。

</td><td>

Ｖ：流速(m／sec)

ｎ：粗度係数

三面張りコンクリート・・・０．０１５
ヒューム管　・・・０．０１３
Ｕ字フリューム管　・・・０．０１３
鋳鉄管・鋼管　・・・０．０１２
硬質塩化ビニル管　・・・０．０１０
ＦＲＰ管　・・・０．０１０

R ：径深（m）
I ：動水勾配

ウ　その他
残流域を有する河川（渓流）が造成地内を通過する場合は，開**渠**とすること。
また，造成地内に設置される水路で流量が１．５ m^3／sec 以上のものは，原則として開**渠**とすること。

</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
３７～ ３８	（２）開発区域外の排水施設**など**との接続 ア　**都市計画法第２９条に基づく，開発許可を申請しようとする者は，**あらかじめ開発行為に関係がある公共施設**（道路，公園，下水道，緑地，広場，河川，運河，水路及び消防の用に供する貯水施設）**の管理者**と協議し，その同意を得なければならない。** **また，**当該開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議**しなければならない。** イ　開発区域内の排水施設は，放流先の排水能力，利水の状況**その他の状況を勘案して，開発**区域内の下水を有効かつ適切に排出**することができるように，下水道，排水路その他の排水施設又は**河川その他の公共の水域若しくは海域に接続**していること。この場合において，**放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは，開発区域内**において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。** ウ　雨水**（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）**以外の下水は，原則として，暗**きょによって排出することができるように定められていること**。 （３）排水施設の構造 ア　排水施設は，堅固で耐久性を有する構造であること。 **イ　排水施設は，陶器，コンクリート，れんがその他の耐水性の材料で造り，かつ，漏水を最小限のものとする措置が講ぜられていること。ただし，がけ崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては，専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は，多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。** **ウ**　公共の用に供する排水施設は，道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置**されている**こと。 **エ　管きょの勾配及び断面積が，その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの（公共の用に供する排水施設のうち暗きょである構造の部分にあっては，その内径又は内法幅が，汚水管きょにあっては，２０ｃｍ以上，雨水管きょにあっては，２５ｃｍ以上のもの）であること。** **オ**　使用管種及び埋設寸法 管**きょ**の最小**被り**の決定に**あたって**は，取付管，路面荷重，路盤厚及び他の埋設物の関係，その他道路占用条件を考慮して適切な土**被り**とすること。 公道内に埋設する管**きょ**については，道路法施行令第１１条の４第１項により，**下水道管の本線を埋設する場合においては，その頂部と路面との**	（２）開発区域外の排水施設**等**との接続 ア　あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者**の**同意を得，**かつ，**当該開発行為又は当該開発に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議**が整っていること**。 イ　開発区域内の排水施設は，放流先の排水能力，利水の状況**などを考慮**して区域内の下水**（汚水及び雨水）**を，有効かつ適切に排出**できる次の施設，**河川**（一級又は二級河川，河川法を準用する河川，普通河川）**その他の公共の水域又は海域に接続**す**ること。**ただし，**放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは，**原則として**開発区域内**の適地に**一時雨水を貯留する**調整池などの施設を設けること**。 **（ア）　下水道** **（イ）　排水路，その他の排水施設** ウ　雨水以外の下水は，原則として暗**渠排水とすること**。 （３）排水施設の構造 ア　排水施設は，堅固で耐久力を有する構造とすること。 **イ**　公共の用に供する排水施設は，道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置**する**こと。 **ウ　管渠及び暗渠** **管渠の内径は，汚水管渠にあっては，２０cm 以上とすること。** **エ**　使用管種及び埋設寸法 管**渠**の最小土**かぶり**の決定については，取付**け**管，路面荷重，路盤厚及び他の埋設物の関係，その他道路占用条件を考慮して適切な土**かぶり**とすること。 公道内に埋設する管渠については，道路法施行令**第１１条の３第２号及び**第１１条の４第１項により，**水管又はガス管の本線を埋設する場合においては，その頂部と路面との距離は１．２m（工事実施上やむを得ない場合にあっては，０．６m）を超えていること，**下水道管の本線を埋設する場

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>３８～
３９</td>
<td>
距離は３ｍ（工事実施上やむを得ない場合にあっては１ｍ）以下としないこと。
なお，ダクタイル鋳鉄管，ヒューム管（外圧１種，２種管），強化プラスチック複合管，硬質塩化ビニル管の管種で３００ｍｍ以下の下水道管の埋設について，電線，水道管，ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ**など**についてにより，最小**被り**を次表として運用して**よ**いが，道路管理者に浅層埋設基準の運用についての確認が必要である。
浅層埋設基準
<table>
<tr><th colspan="2">下水道管種別</th><th>頂部と路面との距離</th></tr>
<tr><td colspan="2">下水道管の本線</td><td>当該道路の舗装の厚さに０．３ｍを加えた値（当該値が 1mに満たない場合には，１ｍ）以下にしないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">下水道管の本線以外の線</td><td>車道</td><td>当該道路の舗装の厚さに０．３ｍを加えた値（当該値が０．６ｍに満たない場合には０．６ｍ）以下にしないこと。</td></tr>
<tr><td>歩道</td><td>０．５ｍ以下にしないこと。ただし切り下げ部があり，０．５ｍ以下となるときは，あらかじめ十分な強度を有する管路**など**を使用する場合を除き，防護処置が必要。</td></tr>
</table>
注１　ヒューム管（外圧１種）を用いる場合には，当該下水道管と路面の距離は１ｍ以下としないこと。
注２　車両の通行が激しい幹線道路，輪荷重や振動の影響を受ける軌道**敷地**内**，又は，やむを得ず土被りが小さくなる**場合には，管**きょ**の安全性を確認するとともに，高強度管の採用や適切な防護工を検討する**必要がある。**
注３　私道**などに布設する**場合には，排水施設の接続に支障がなく，上載荷重や管理上の条件**など**に問題**が**ないことを確認した上で，管**きょ**の埋設深を浅くすることができる。
注４　寒冷地での施工の際には，管**きょ**の最小土**被り**は凍結深度を考慮する。
</td>
<td>
合においては，その頂部と路面との距離は３ｍ（工事実施上やむをえない場合にあっては１ｍ）**を超えていること**。
なお，ダクタイル鋳鉄管，ヒューム管（外圧１種，２種管），強化プラスチック複合管，硬質塩化ビニール管の管種で３００mm 以下の下水道管の埋設について，電線，水道管，ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ**等**についてにより，最小土**かぶり**を次表として運用して**良**いが，道路管理者に浅層埋設基準の運用についての確認が必要である。
浅層埋設基準
<table>
<tr><th colspan="2">下水道管種別</th><th>頂部と路面との距離</th></tr>
<tr><td colspan="2">下水道管の本線</td><td>当該道路の舗装の厚さに０．３ｍを加えた値（当該値が 1mに満たない場合には，１ｍ）以下にしないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">下水道管の本線以外の線</td><td>車道</td><td>当該道路の舗装の厚さに０．３ｍを加えた値（当該値が０．６ｍに満たない場合には０．６ｍ）以下にしないこと。</td></tr>
<tr><td>歩道</td><td>０．５ｍ以下にしないこと。ただし切り下げ部があり，０．５ｍ以下となるときは，あらかじめ十分な強度を有する管路**等**を使用する場合を除き，防護処置が必要。</td></tr>
</table>
注 1）ヒューム管（外圧１種）を用いる場合には，当該下水道管と路面の距離は 1m 以下としないこと。
注 2）車両の通行が激しい幹線道路，輪荷重や振動の影響を受ける軌道**敷き**内**の**場合には，管**渠**の安全性を確認するとともに，高強度管の採用や適切な防護工を検討する**こと**。
注 3）私道**に敷設する**場合には，排水施設の接続に支障がなく，上載荷重や管理上の条件**等**に問題**の**ないことを確認した上で，管**渠**の埋設深を浅くすることができる。
注 4）寒冷地での施工の際には，管**渠**の最小土**かぶり**は凍結深度を考慮すること。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>３９～
４０</td><td>カ　ます・マンホールなど
（ア）ます又はマンホール
専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗きょである構造の部分の次に掲げる箇所には，ます又はマンホールが設けられていること。
ａ　管きょの始まる箇所
ｂ　下水の流路の方向，勾配又は横断面が著しく変化する箇所（管きょの清掃上支障がない箇所を除く。）
ｃ　管きょの内径又は内法幅の１２０倍を超えない範囲内の長さごとの管きょの部分のその清掃上適当な場所
ただし，施設管理者との協議により別に定める場合は，その定めによることができる。
（イ）雨水ます
雨水ますの底部には，深さ１５ｃｍ以上の泥溜を設け，蓋は，鋳鉄製（ダクトタイルを含む），鉄筋コンクリート製，プラスチック製及びその他の堅固で耐久性のある材料とすること。
（ウ）汚水ます
汚水ますには，底部にインバートをつけ，蓋は鋳鉄製（ダクトタイルを含む），鉄筋コンクリート製，プラスチック製及びその他の堅固で水密性を確保でき，耐久性のある材料で造られた密閉蓋とすること。

８　防災施設
（１）暗きょなどの設置
ア　渓流を埋め立てる場合には，本川，支川を問わず在来の渓床に必ず暗きょ工を設けること。暗きょ工は，樹枝状に埋設し，完全に地下水の排除ができるように計画すること。支渓がない場合又は支渓の間隔が長い場合には，２０ｍ以下の間隔で集水暗きょを設けること。暗きょ工における幹線部分の管径は，３０ｃｍ以上とし，支線部分の管径は，１５ｃｍ以上とすること。
幹線部分の暗きょ工は，有孔ヒューム管などにフィルターを巻いた構造とし，集水部分は，有孔ヒューム管などを用いる地下排水溝などの構造とすること。</td><td>オ　ます・マンホール等
（ア）　ます又はマンホール
ます又はマンホールは，維持管理のうえで必要な箇所，管渠の起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所，管渠径等の変化する箇所，段差の生ずる箇所，管渠の会合する箇所に必要に応じて設けるものとし，管渠の直線部のマンホール最大間隔は，管渠径によって次表のとおりとする。ただし，管径が３００㎜ を超える場合は，管渠の内径又は内のり幅の１２０倍を超えないこと。また，構造は，円型又は角型のコンクリート造とすること。
管径と最大間隔
<table><tr><td>管径（㎜）</td><td>300 以下</td><td>600 以下</td><td>1,000 以下</td><td>1,500 以下</td><td>1,650 以上</td></tr><tr><td>最大間隔（m）</td><td>50</td><td>75</td><td>100</td><td>150</td><td>200</td></tr></table>（イ）雨水ます
雨水ますの底部には，深さ１５cm 以上の泥溜を設け、蓋を設置すること。
（ウ）汚水ます
汚水ますには，底部にインバートをつけ，蓋は鋳鉄製（ダクタイルを含む）又は鉄筋コンクリート製その他の堅固で耐久性のある材質の密閉蓋とすること。
８　防災施設
（１）暗渠等の設置
ア　渓流を埋め立てる場合には，本川，支川を問わず在来の渓床に必ず暗渠工を設けること。暗渠工は，樹枝状に埋設し，完全に地下水の排除ができるように計画すること。
幹線部分の暗渠工は，有孔ヒューム管等にフィルターを巻いた構造とし，集水部分は，有孔ヒューム管等を用いる地下排水溝などの構造とすること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr>
<td>４０～
４１</td>
<td>排水は，表面**のり**面，小段，暗**きょ**など系統的に排水施設を計画し，造成部分の一部に排水系統の行き渡らない部分が生じないようにすること。
なお，盛土と現地盤との間に湧水又は地下浸透水が生じるおそれがある場合は，次図のような暗**きょ**を設けて排水すること。
 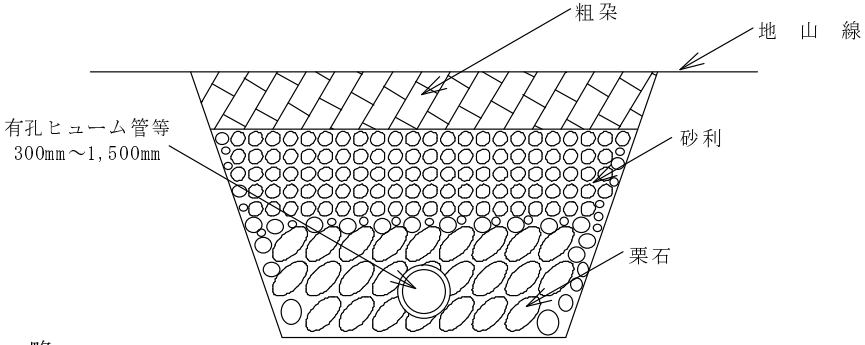

イ　略
ウ　谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には，盛土をする前の地盤の谷筋又は傾斜している方向に約５０ｍ の間隔にその盛土の高さの５分の１以上の高さの蛇籠堰堤，コンクリート堰提などを暗**きょ**とともに埋設し，盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。
 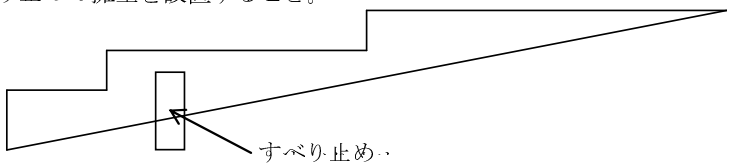
</td>
<td>排水は，表面**法**面，小段，暗**渠**など系統的に排水施設を計画し，造成部分の一部に排水系統の行き渡らない部分が生じないようにすること。
なお，盛土と現地盤との間に湧水又は地下浸透水が生じるおそれがある場合は，次図のような暗**渠**を設けて排水すること。
 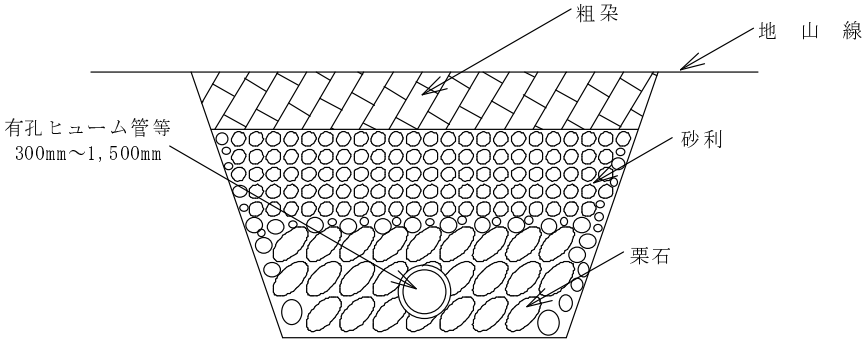

イ　略
ウ　谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には，盛土をする前の地盤の谷筋又は傾斜している方向に約５０ｍ の間隔にその盛土の高さの５分の１以上の高さの蛇籠堰堤，コンクリート堰提などを暗**渠**とともに埋設し，盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。
 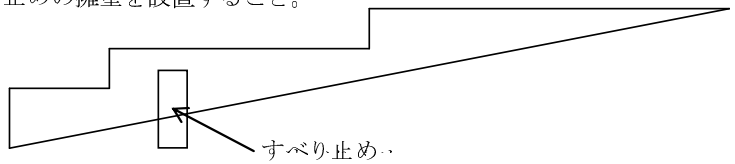

（２）沈砂池の設置
開発に伴い区域外の人家，公共施設などに土砂の流出が予想される場合は，開発区域の地表勾配及び地質を考慮し，区域内の適地に沈砂池又は土砂留堰堤を設けること。ただし，調整池と併用する場合は，この限りではない。</td>
</tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
４１～ ４２	**（２）**流出量の調整 開発に伴い河川**など**の流域の流出機構が変化するなどにより，河川**など**への流入量が著しく増加し，災害を誘発するおそれがあり，かつ，下流河川**など**の改修又は，排水施設の整備が開発のスピードに追いつかない場合は，別紙２の「宅地開発等に伴う流量調整要領」に基づき開発を行う者が河川**など**の改修又は調整池の設置などを行うこと。 **（３）**工事中の防災対策**など** **ア**　工事の施行に伴う災害の防止及び河川への濁水流入防止措置などを講じること。 なお，河川への濁水流入防止措置については，別紙３の「宅地開発等に伴う河川濁水防止指導要領」によること。 **イ　工事施工中においては，急激な出水，濁水及び土砂の流出が生じないよう，周辺の土地利用状況，造成規模，施工時期などを勘案し，必要な箇所については，濁水などを一時的に滞留させ，あわせて土砂を沈殿させる機能などを有する施設（設計堆積土砂量については，別紙２の「宅地開発等に伴う流量調整要領」別紙「調整池設置基準」第８条による。）を設置すること。** ９　消防施設**など** （１）消防施設 **ア**　関係法令に定める基準に従い，危険物**など**に対する安全管理，消火栓，防火水槽その他の施設を適切に整備するほか避難広場，防火帯の設置などについても十分配慮すること。 **イ　消防に必要な水利として利用できる河川，池沼その他の水利が消防法第２０条第１項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は，当該基準に適合しているものであること。** （２）　略 １０　用水関係 略	**（３）**流出量の調整 開発に伴い河川**等**の流域の流出機構が変化するなどにより，河川**等**への流入量が著しく増加し，災害を誘発するおそれがあり，かつ，下流河川**等**の改修又は，排水施設の整備が開発のスピードに追いつかない場合は，別紙２の「宅地開発等に伴う流量調整要領」に基づき開発を行う者が河川**等**の改修又は調整池の設置などを行うこと。 **（４）**工事中の防災対策**等** 工事の施行に伴う災害の防止及び河川への濁水流入防止措置などを講じること。 ９　消防施設**等** （１）消防施設 関係法令に定める基準に従い，危険物**等**に対する安全管理，消火栓，防火水槽その他の施設を適切に整備するほか避難広場，防火帯の設置などについても十分配慮すること。 （２）略 １０　用水関係 略

ページ	改　　正　　案	現　　行
４２～ ４３	１１　廃棄物の処理 （1）し尿**など**の処理 ア　開発区域のし尿及び雑排水[工場排水，雨水その他の特殊な排水を除く]（以下「し尿**など**」という。）は，**下水道法に規定する下水道で処理する場合を除き，**原則として，浄化槽を設け処理すること。なお，複数の区画から発生するし尿**など**を集中して処理する浄化槽（以下「**複数区画処理浄化槽**」という。）を設置する場合，その排出水は，**生活環境項目に係る排水基準に適合するよう処理すること**を前提とする。 イ　**複数区画処理浄化槽**は，原則として１開発事業につき１箇所とすること。地形などの理由によりやむを得ず２箇所以上とする場合の排出基準は，１箇所とみなして人槽及び排出量の合計をとり，その該当する排出基準を適用する。 ウ　**浄化槽**から発生する汚泥の処理処分を明確にすると同時に，この処理処分については，市町との協議が整っているものであること。 エ　**浄化槽**の維持管理体制を明確にすること**ともに，浄化槽を管理することとなる者に必要な維持管理について説明する体制が整っていること**。 オ　**浄化槽**の計画汚水量は，「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳ基準）」によること。 **（２）ごみの処理** **主として住宅の建築の用に供する目的で行う２０ｈａ以上の開発行為にあっては，当該開発行為の規模に応じ，ごみ収集場が，居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし，周辺の状況により必要がないと認められるときは，この限りではない。** 第３　その他 １　公共施設**など**の整備について **（１）都市計画法第２９条に基づく，開発許可申請をしようとする者は，あらかじめ，開発行為に関係がある公共施設（開発区域内にある既存の公共施設のほか，開発区域外にあって，開発区域に接続することとなる道路や，開発行為の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設も含む。）の管理者と協議し，その同意を得なければならない。**	１１　廃棄物の処理 （1）　し尿**等**の処理 ア　開発区域のし尿及び雑排水[工場廃水,雨水その他の特殊な排水を除く](以下「し尿**等**」という。）は，原則として，浄化槽を設け処理すること。なお，複数の区画から発生するし尿を集中して処理する浄化槽（以下「**終末処理施設**」という。）を設置する場合，その排出水は**環境基準の維持に支障がないこと**を前提とする。 イ　**終末処理施設**は，原則として１開発事業につき１個所とすること。地形などの理由によりやむを得ず２箇所以上とする場合の排出基準は，１箇所とみなして人槽及び排出量の合計をとり、その該当する排出基準を適用する。 ウ　**終末処理施設**から発生する汚泥の処理処分を明確にすると同時に，この処理処分については，市町との協議が整っているものであること。 エ　**終末処理施設**の維持管理体制を明確にすること。 オ　**終末処理施設**の計画汚水量は，「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS 基準)」によること。 第３　その他 １　公共施設**等**の整備について **開発事業に伴い新たに設置する必要のある関連公共公益施設（道路，公園，上下水道，ごみ，し尿処理施設，河川水路，教育施設，公民館その他集会施設などをいう。）の整備については，あらかじめ市町と協議すること。**

ページ	改　　正　　案	現　　行
４３～ ４４	（２）都市計画法第２９条に基づく，開発許可申請をしようとする者は，あらかじめ，開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議しなければならない。 　　また，開発区域の面積が２０ｈａ以上の開発行為については，あらかじめ，次に掲げる者（開発区域の面積が４０ｈａ未満の開発行為にあっては，ウ及びエに掲げる者を除く。）と協議しなければならない。 ア　当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者 　　イ　当該開発区域を給水区域に含む水道法第３条第５項に規定する水道事業者 　　ウ　当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者及びガス事業法第２条第２項に規定する一般ガス事業者 　　エ　当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者 ２　公共施設**など**の維持管理体制について 　開発事業に伴う公共施設など（他の法律に基づく管理者が別にあるものを除く。）の維持管理については，極力，当該公共施設の存する市町においてこれを引き継ぐものとし，特にやむを得ない事情により開発者にその管理を委ねざるを得ない場合にあっても，できる限り，当該公共施設の用に供する土地に係る所有権のみは帰属を受け基本的な管理権の所在を明確にしておくこと。 　　特にやむを得ない事情により当該公共施設の全部又は一部の管理を開発者に行わせる場合には，当該公共施設の用に供する土地の所有権の移転の登記を行い帰属を受けた後に別途期間を定めて当該公共施設に関する管理委託契約を締結するなどの措置を講ずること。 ３　関係権利者の同意**など** （１）開発事業者は，河川，農業用水路などの管理権限を有しない水利組合，水利権者，農業用水使用関係者など公共施設の管理者でない者であっても，紛争の未然防止の観点から十分協議，調整を行うこと。 　　また，ダム（水道用水，工業用水，治水目的のもの**など**）上流における開発行為で，ダムの水質などに影響を及ぼすおそれがある場合には，ダムの管理者の同意も事前に得ること。	２　公共施設**等**の維持管理体制について 　開発事業に伴う公共施設の維持管理について，当該施設を管理することとなる者と適切な協議がなされており，経費の負担区分及び当該施設の管理責任が明確にされていること。 　公共施設は，原則として市町に帰属され，維持管理されるものであること。また，やむを得ず申請者などが管理する場合であっても，公共施設の用に供する土地は市町に帰属されるものであること。 ３　関係権利者の同意**等** 　開発事業者は，当該開発行為をしようとする土地もしくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行または当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の全員の同意を得ていることを，原則とする。

ページ	改　　正　　案	現　　行
	（2）当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利（所有権，地上権，抵当権など）を有する者の相当数の同意を得ていること。 4　その他 略	4　その他 略

ページ	改　　正　　案	現　　行
４５	第４　個別基準 一般住宅地（自己用のものを除く）	第４　個別基準 一般住宅地（自己用のものを除く）

改正案

区　分	基　　準　　細　　則
位　置	１　略
教　育 施　設	**2**　開発区域の面積が２０ｈａ以上の開発事業にあっては，開発区域内に幼稚園，小学校及び中学校の用地を確保すること。その具体的な位置及び面積については，次表に掲げる基準を勘案して市町長と事業主が協議して定めるものとする。ただし，市町長が周辺にある既設の学校に収容能力があると認めた場合はこの限りでない。

区分	１学級当たりの標準児童生徒数	設置基準の面積（単位：平方メートル）
幼稚園	35人	園舎の面積 1学級　180 2学級以上　320＋100×（学級数－2） 運動場の面積 2学級以下　330＋30×（学級数－1） 3学級以上　400＋80×（学級数－3）
小学校	40人	校舎の面積 1人以上40人以下　500 41人以上480人以下　500＋5×（児童数－40） 481人以上　2700＋3×（児童数－480） 運動場の面積 1人以上240人以下　2400 241人以上720人以下　2400＋10×（児童数－480） 721人以上　7200
中学校	40人	校舎の面積 1人以上40人以下　600 41人以上480人以下　600＋6×（児童数－40） 481人以上　3240＋3×（児童数－480） 運動場の面積 1人以上240人以下　2400 241人以上720人以下　2400＋10×（児童数－480） 721人以上　7200

現行

区　分	基　　準　　細　　則
位　置	１　略
街区の構成 公園・緑地等	２～７ **（削除）**
教　育 施　設	**8**　開発区域の面積が２０ｈａ以上の開発事業にあっては，開発区域内に幼稚園，小学校及び中学校の用地を確保すること。その具体的な位置及び面積については，次表に掲げる基準を勘案して市町長と事業主が協議して定めるものとする。ただし，市町長が周辺にある既設の学校に収容能力があると認めた場合はこの限りでない。

施行地区内の児童生徒数の算定基準数		１学級当りの標準児童生徒数	１学校の標準面積（㎡）							
			学級数	基準面積	学級数	基準面積	学級数	基準面積	学級数	基準面積
小学校	世帯数×0.45人	40人	1	6,570	11	14,537	21	23,299	31	30,271
			2	7,041	12	15,983	22	23,930	32	30,902
			3	7,512	13	16,810	23	24,562	33	31,534
			4	8,221	14	18,217	24	25,193	34	32,165
			5	9,048	15	19,044	25	26,484	35	32,796
			6	10,400	16	19,871	26	27,115	36	33,427
			7	11,228	17	20,639	27	27,746	37	34,715
			8	12,055	18	21,406	28	28,378	38	35,347
			9	12,883	19	22,037	29	29,009	39	35,978
			10	13,710	20	22,668	30	29,610	40	36,609
中学校	世帯数×0.22人	40人	1	8,229	6	13,573	11	20,067	16	24,797
			2	8,700	7	14,578	12	20,806	17	25,535
			3	10,734	8	15,581	13	21,544	18	26,273
			4	11,561	9	17,870	14	22,282	19	27,732
			5	12,567	10	18,876	15	24,059	20	28,470

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>４６</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基　準　細　則</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水　道
施　設</td><td>**3**　水道法に基づく専用水道に該当する場合は，確認を受けた後，全体工事に着手すること。
（１）～（２）略
（３）水質検査は，水質が最も悪化していると考えられる時期，即ち降雨，降雪，洪水，渇水時などにおいて全項目検査（水質基準に関する省令）**など**を複数回実施すること。
（４）～（５）略</td></tr>
<tr><td>消防水
利施設</td><td>**4**　略</td></tr>
<tr><td>汚水処
理施設</td><td>**5**　略</td></tr>
</table>
（平成　６年１０月　１日　施行）
（平成１２年　６月２０日　改正）
（平成１３年１１月１２日　改正）
（平成２０年　３月　４日　改正）
（平成２６年１１月　１日　改正）
この改正規定は，**平成２６年１１月　１日**から適用する。
</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>基　準　細　則</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>幼稚園</td><td>小学校児童数
保育所への入所児童数等を参考として推定すること。</td><td>35人</td><td>園舎の面積
１学級　　１８０
２学級　　３２０＋１００×（学級数-２）
運動場の面積
２学級以下　３３０＋　３０×（学級数-１）</td></tr>
</table>
備考
１　学校の設置数は，施行地域内の児童，生徒数から学級数を推定し，その学級数と１学校当りの標準学級数と比較勘案して決定すること。
２　学校の面積は，この表に定める基準によるほか，小学校設置基準及び中学校設置基準によることができる。
３　児童生徒急増市町村公立小学校施設特別整備事業費補助金交付要綱，義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則，小学校設置基準，中学校設置基準，及び幼稚園設置基準による。
</td></tr>
<tr><td>水　道
施　設</td><td>**9**　水道法に基づく専用水道に該当する場合は，確認を受けた後，全体工事に着手すること。
（１）～（２）略
（３）水質検査は，水質が最も悪化していると考えられる時期，即ち降雨，降雪，洪水，渇水時などにおいて全項目検査（水質基準に関する省令）**等**を複数回実施すること。
（４）～（５）略</td></tr>
<tr><td>消防水
利施設</td><td>**10**　略</td></tr>
<tr><td>その他
の公益
的施設</td><td>11　**（削除）**</td></tr>
<tr><td>汚水処
理施設</td><td>**12**　略</td></tr>
</table>
（平成　６年１０月　１日　施行）
（平成１２年　６月２０日　改正）
（平成１３年１１月１２日　改正）
（平成２０年　３月　４日　改正）
この改正規定は，**平成２０年　４月　１日**から適用する。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>４７</td><td>別紙１
県が管理する道路と他の道路との平面交差に関する構造基準
１　略

２
（１）本線との交差角
交差角は**７５**°以上のできるだけ直角に近い角度で接続すること。
やむを**得ない場合でも６０°以上と**すること。

 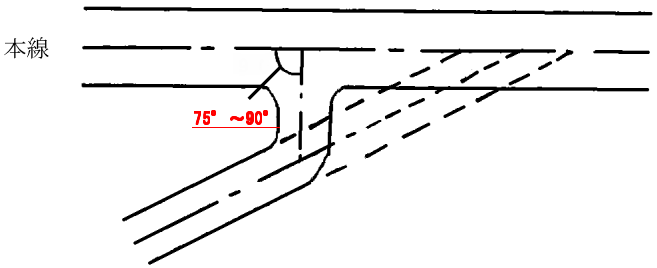

（２）略</td><td>別紙１
県が管理する道路と他の道路との平面交差に関する構造基準
１　略

２
（１）本線との交差角
交差角は**６０**°以上のできるだけ直角に近い角度で接続すること。
やむを得ず**６０°未満となる場合は，導流島，左折路等を設けて交差点が過大とならないように**すること

 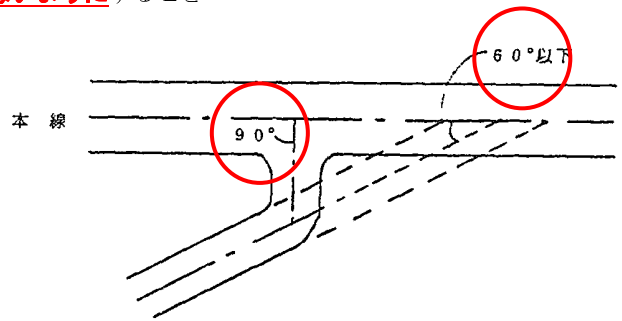

 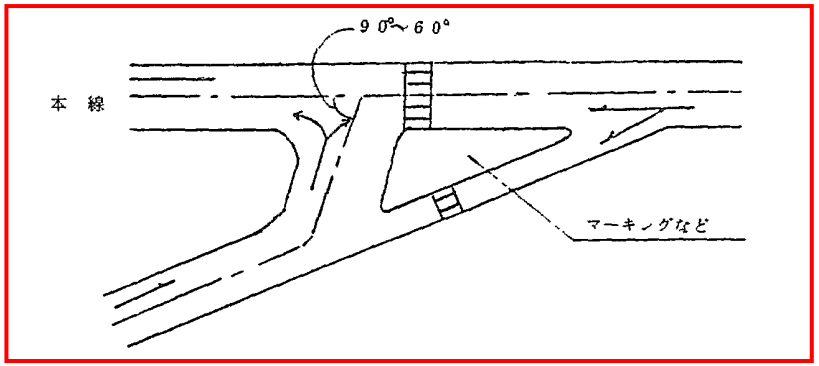

（２）略</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>４８</td><td>３　略</td><td>３　略</td></tr>
<tr><td>４９</td><td>４　接続路の隅角剪除
接続路の設計車両は，普通道路についてはセミトレーラー連結車（Ｓ）とし，市街部で大型車の規制がある場合は普通自動車（Ｔ）を設計対象とする。小型道路については小型自動車等（Ｃ）とする。
車両別の設計数値の下限値は下表のとおり
<table>
<tr><th>設　計　車　両</th><th>Ｒｏ</th><th>Ｒｉ</th><th>Ｗ</th></tr>
<tr><td>小型自動車等（Ｃ）</td><td>８．０</td><td>４．０</td><td>４．０</td></tr>
<tr><td>普通自動車（Ｔ）</td><td>１３．０</td><td>７．５</td><td>５．５</td></tr>
<tr><td>セミトレーラー連結車（Ｓ）</td><td>１３．０</td><td>４．５</td><td>８．５</td></tr>
</table>
Ro　車両外側回転半径（m）
Ri　車両内側回転半径（m）
WB　基本幅員　　（m）
W　導流路幅員（$W = Ro - Ri$）</td><td>４　接続路の隅角剪除
接続路の設計車両は，トラック（Ｔ）とし，市街部で大型車の規制がある場合は乗用車（Ｐ）を設計対象としてもよい。
車両別の設計数値の下限値は下表のとおり
<table>
<tr><th>設　計　車　両</th><th>Ｒｏ</th><th>Ｒｉ</th><th>ＷＢ</th><th>Ｗ</th></tr>
<tr><td>乗用車（Ｐ）</td><td>１３</td><td>７</td><td>３．０</td><td>３．０</td></tr>
<tr><td>トラック（Ｔ）</td><td>１６</td><td>１０．５</td><td>３．０</td><td>５．５</td></tr>
</table>
Ro　車両外側回転半径（m）
Ri　車両内側回転半径（m）
WB　基本幅員　　（m）
W　導流路幅員（$W = Ro - Ri$）</td></tr>
<tr><td>４９</td><td> 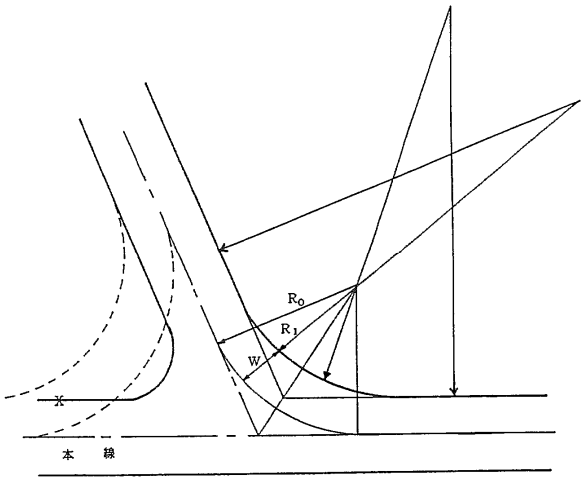
</td><td> 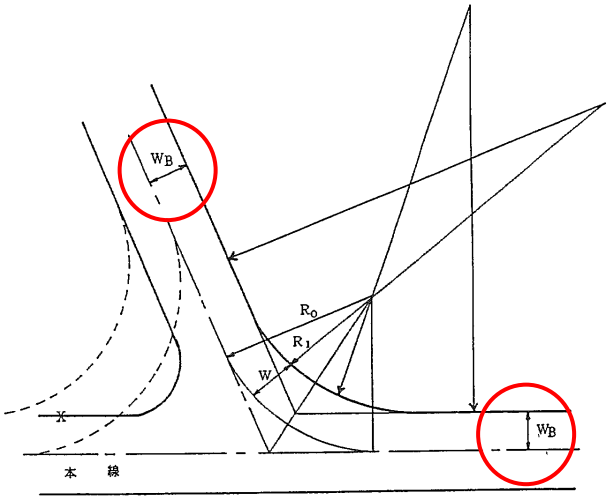
</td></tr>
</table>

ページ	改　　正　　案	現　　行
４９～５０	５～８　略	５～８　略
５１～６２	別紙２　略	別紙２　略
６３～６８	別紙３ 小幅員区画道路の計画基準 第１～第５　略 **【参考】**削除	別紙３ 小幅員区画道路の計画基準 第１～第５　略 **【参考】　小幅員区画道路の幅員のとり方（６ｍ道路）** 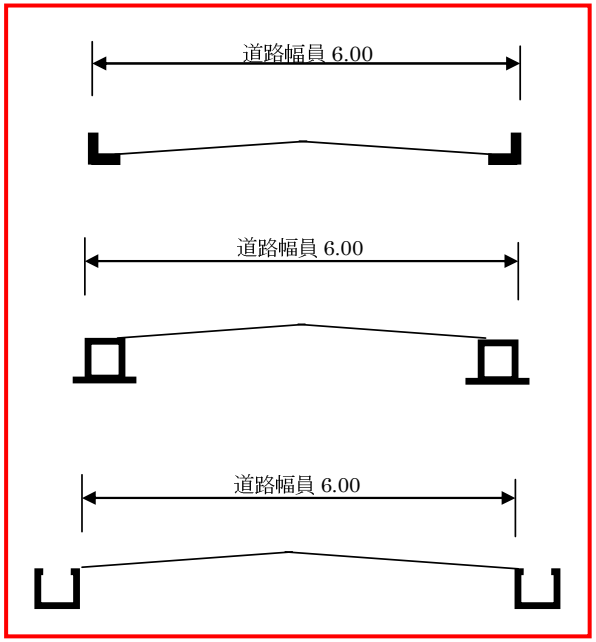

ページ	改　　正　　案	現　　行
６３～６８		（占用物件を認める場合） 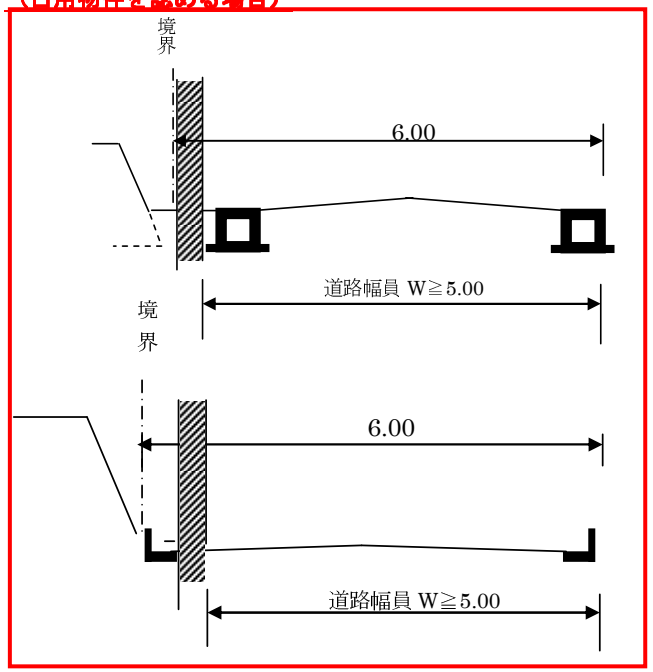 （５ｍ以上６ｍ未満道路） 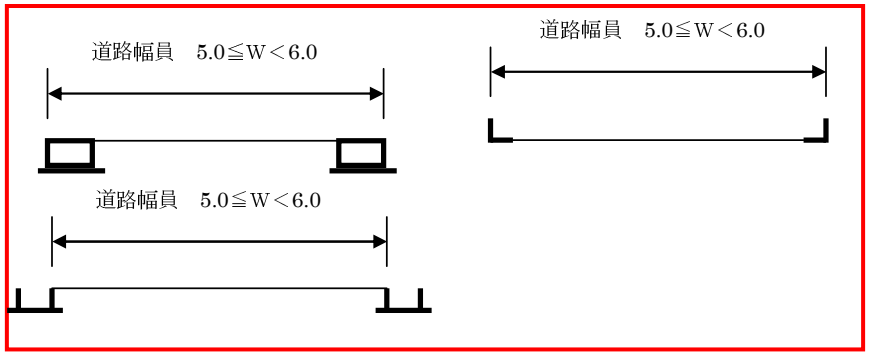

ページ	改　　正　　案	現　　行
６３～６８		（４ｍ以上５ｍ未満道路） 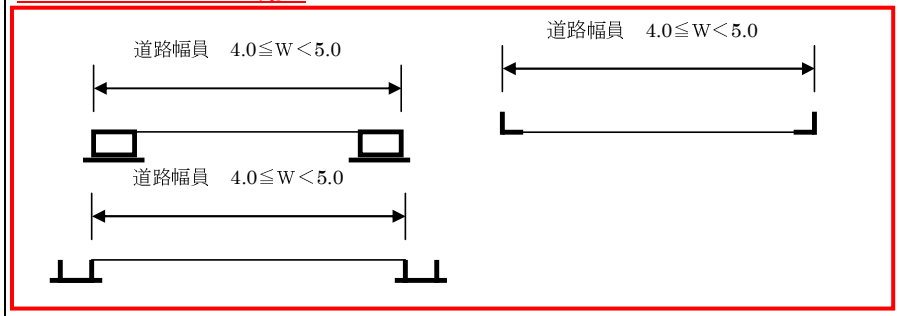
６９～７２	別紙４　略	別紙４　略